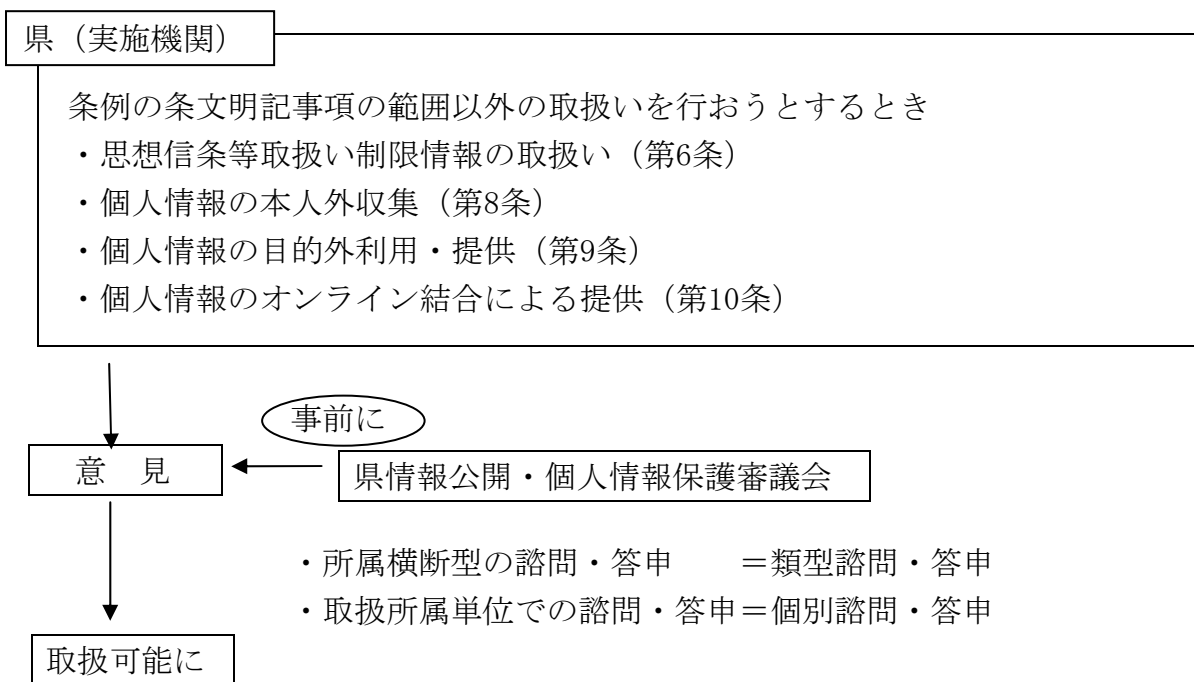


神奈川県 説明資料

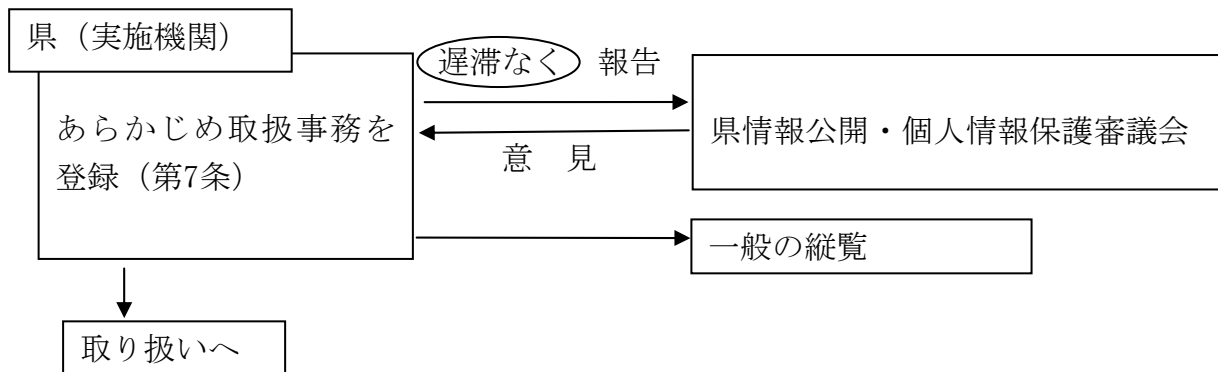
0	神奈川県個人情報保護条例における審議会・審査会の機能・役割について	
1	神奈川県情報公開・個人情報保護審議会規則	… 1
	・ 審議会委員名簿	… 3
2	審議会諮問資料様式	… 4
2-1	第 1 号様式：条例第 6 条関係（取扱制限個人情報）	… 4
2-2	第 2 号様式：条例第 8 条関係（本人外収集）	… 5
2-3	第 3 号様式：条例第 9 条関係（目的外利用・提供）	… 6
2-4	第 4 号様式：条例第 10 条関係（オンライン結合による提供）	… 7
2-5	同 オンライン結合の基準との照合の状況	… 8
3	審議会の意見を聴いた適用除外事項	… 10
3-1	条例第 6 条関係	… 10
3-2	条例第 8 条関係	… 13
3-3	条例第 9 条関係	… 22
3-4	条例第 10 条関係	… 28
4	個別取扱事務（個人情報の本人外収集）に係る審議会への諮問例 ～「臓器移植に伴う虐待情報確認事務」～	… 36
4-1	第 5 回審議会 資料 1（抜粋）	… 36
4-2	第 6 回審議会 資料 1（抜粋）	… 47
4-3	第 7 回審議会 資料 3、補足について	… 50
5	事務登録簿（条例第 7 条関係）	… 52
6	参考資料	… 54
	条例第 42 条関係（審査会の調査権限等）	… 54
	個人情報保護審査会規則	… 55
	・ 審査会委員名簿	… 57

神奈川県個人情報保護条例における審議会・審査会の機能・役割について

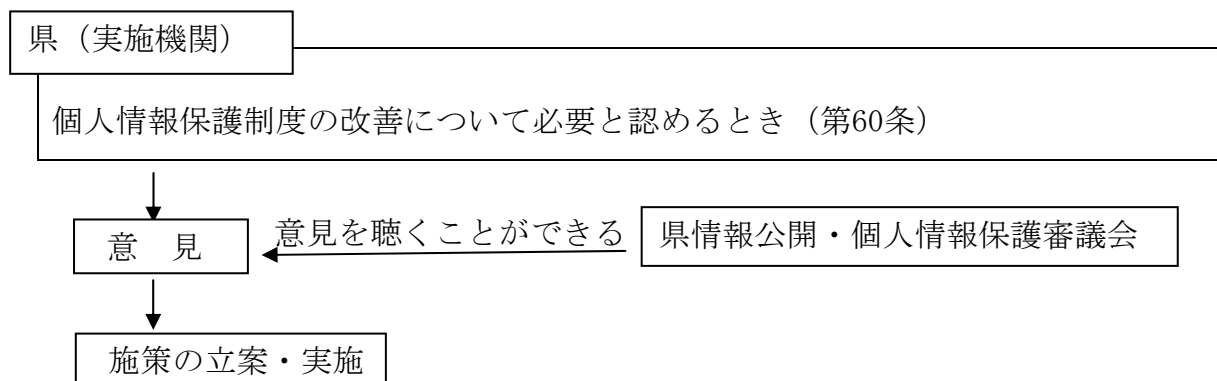
1 個人情報の取扱いの例外



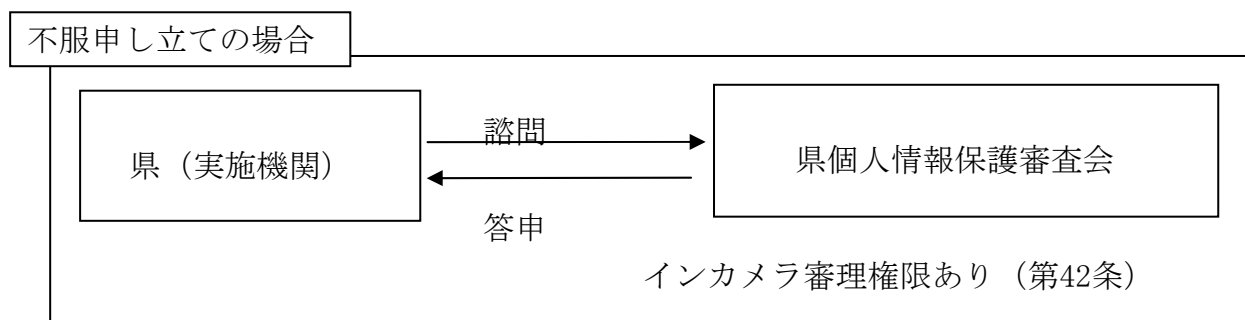
2 個人情報取扱事務の登録



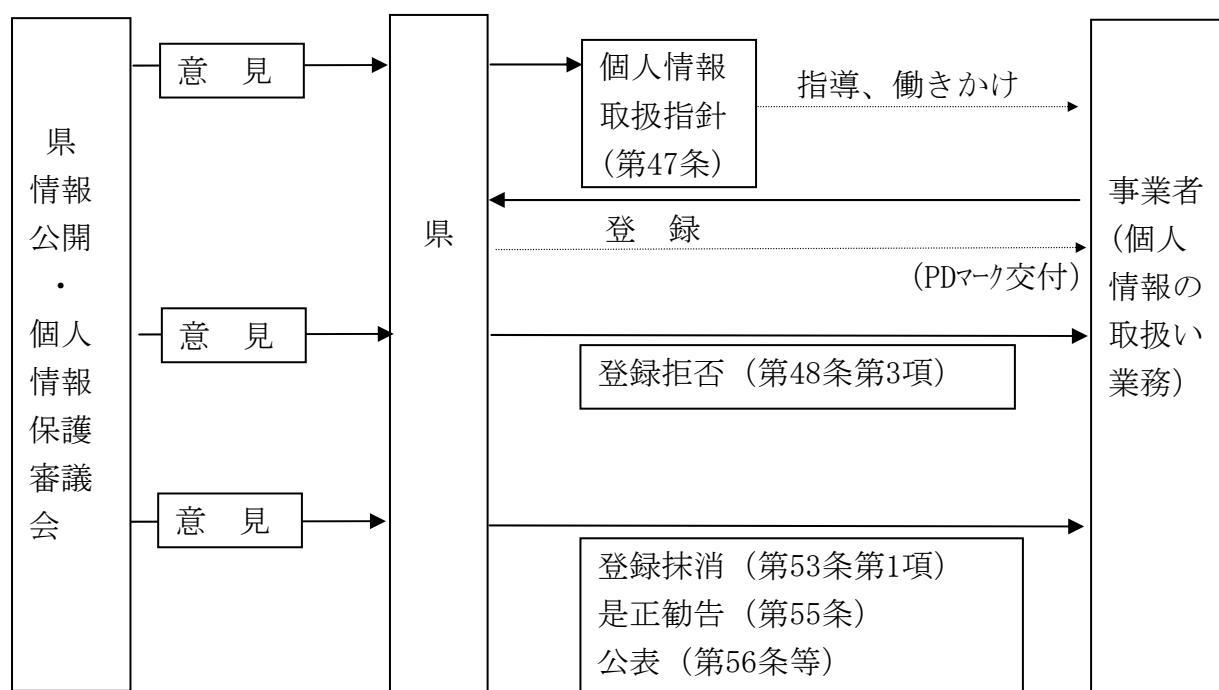
3 個人情報保護制度の改善に関する施策



4 審査会の調査権限



5 事業者の個人情報の取扱い



神奈川県情報公開・個人情報保護審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）により設置された神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）及び神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）の定めるところにより実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、県民並びに情報の公開及び個人情報の保護に関する制度並びに地方自治に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第7条 専門的事項について調査審議する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門的事項について学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門的事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、審議会又は部会の会議において議決に加わることはできない。

(委員でない者の出席)

第8条 審議会又は部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、県職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、県民局県民活動部情報公開課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(神奈川県情報公開運営審議会規則及び神奈川県個人情報保護審議会規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 神奈川県情報公開運営審議会規則（昭和58年神奈川県規則第11号）

(2) 神奈川県個人情報保護審議会規則（平成2年神奈川県規則第24号）

第 1 期神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

平成23年9月8日現在（敬称略）

氏 名	現 職	部 会	備考
藤 原 静 雄	中央大学法科大学院 教授	制度	会長
小 幡 純 子	上智大学法科大学院長	制度	副会長
石 井 夏生利	筑波大学大学院 准教授	制度	
磯 部 哲	慶應義塾大学 准教授	制度	
塩 入 みほも	駒澤大学法学部 准教授	制度	
中 村 卓 司	神奈川新聞社 経営企画室長兼社長室長	制度	
沼 野 伸 生	公募委員		
前 田 一	弁護士（横浜弁護士会所属）		
柳 川 秀 史	神奈川県立高等学校 P T A 連合会 会長		
松 崎 嘉 子	神奈川県消費者団体連絡会 幹事		
上 野 賢 美	神奈川県中小企業団体中央会産学連携推進研究会 委員長		
鈴 木 和 夫	神奈川県社会福祉協議会理事・事務局長		

(第 1 号様式)

条例第 6 条の規定に係る思想、信条等該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分		※案件番号	
所 管 室 課 所 名				
主 管 室 課 名				
事 務 の 名 称				
事務の根拠法令等				
事 務 の 目 的				
対象となる個人の類型				
取り扱う個人情報	1 思想、信条 () 2 宗教 () 3 人種及び民族 () 4 犯罪歴 () 5 社会的差別の原因となる社会的身分 ()			
理由（思想、信条等を取り扱う必要性等）				

- 備考 1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。
- 2 「※案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

(第2号様式)

条例第 8 条第 3 項第 7 号の規定に係る本人外収集該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分		※案件番号	
所 管 室 課 所 名				
主 管 室 課 名				
事 務 の 名 称				
事務の根拠法令等				
事 務 の 目 的				
対象となる個人の類型				
本人以外から収集する個人情報の項目名				
本人以外から収集する場合の収集先				
理由（本人以外から収集する必要性等） 				
条例第8条第5項の規定による本人通知 □ する □ しない (しない理由)				

- 備考 1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。
2 「※案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

(第 3 号様式)

条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に係る目的外利用・提供該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分		※案件番号	
所 管 室 課 所 名				
主 管 室 課 名				
事 務 の 名 称				
事務の根拠法令等				
事 務 の 目 的				
対象となる個人の類型				
目的外に利用・提供 した個人情報の内容				
利用・提供の相手方				
利用・提供の理由（利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等）				
条例第 9 条第 2 項の規定による本人通知 ☐ する ☐ しない （しない理由）				

備考 1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。

2 「※案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

(第 4 号様式)

条例第 10 条第 2 項の規定に係るオンライン結合該当案件（個人情報保護審議会諮問）

	区 分		※案件番号	
所 管 室 課 所 名				
主 管 室 課 名				
事 務 の 名 称				
事 務 の 目 的				
オ ン ラ イ ン 結 合 の 内 容				
対 象 と な る 個 人 の 類 型				
提 供 す る 個 人				
情 報 の 項 目 名				
提 供 の 相 手 先				

備考 1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。

2 「※案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

(第 4 号様式)

条例第10条第 2 項の規定に係るオンライン結合該当案件（個人情報保護審議会諮問）

ーオンライン結合の基準との照合の状況ー

項目名	基準の内容		必要性又は措置の状況等	措置に対する評価						
1 必要性に関する基準	(1) 手作業処理又は磁気テープ等の搬送により個人情報を提供する方法では、十分な成果が期待できない こと。 (2) オンライン結合を行うことによって住民サービスの向上、住民負担軽減等オンライン結合を行う公益上の必要がある こと。									
2 相手方の対応措置に関する基準	① 全般的措置に関すること	<table><tr><td>相手方の措置を定めた形式(規定の制定、覚書等の区分)</td><td></td></tr><tr><td>措置の視点</td><td> ア 目的外の利用及び提供の禁止 イ 個人情報を取り扱う職員の責務 ウ 不要となった個人情報の確実な破棄 エ その他個人情報保護のため必要な措置 </td></tr></table>	相手方の措置を定めた形式(規定の制定、覚書等の区分)		措置の視点	ア 目的外の利用及び提供の禁止 イ 個人情報を取り扱う職員の責務 ウ 不要となった個人情報の確実な破棄 エ その他個人情報保護のため必要な措置				
	相手方の措置を定めた形式(規定の制定、覚書等の区分)									
措置の視点	ア 目的外の利用及び提供の禁止 イ 個人情報を取り扱う職員の責務 ウ 不要となった個人情報の確実な破棄 エ その他個人情報保護のため必要な措置									
	② 管理的措置に関する項目	<table><tr><td>(1) 端末機の管理に係る措置</td><td> ア 管理責任者の定め イ 使用状況の監視及び記録 </td></tr><tr><td>(2) ファイルへの不当なアクセス防止の措置</td><td> ア アクセス資格の定めの有無 イ パスワード、IDカード不正使用防止措置 </td></tr><tr><td>視点</td><td> (ア) パスワード、IDカード管理者の指定の有無 (イ) 依頼承認、発行手続きについて (ウ) 資格の抹消について (エ) パスワードの漏洩等事故に対する手続きの定め (オ) その他のパスワード等に関する措置の状況 </td></tr></table>	(1) 端末機の管理に係る措置	ア 管理責任者の定め イ 使用状況の監視及び記録	(2) ファイルへの不当なアクセス防止の措置	ア アクセス資格の定めの有無 イ パスワード、IDカード不正使用防止措置	視点	(ア) パスワード、IDカード管理者の指定の有無 (イ) 依頼承認、発行手続きについて (ウ) 資格の抹消について (エ) パスワードの漏洩等事故に対する手続きの定め (オ) その他のパスワード等に関する措置の状況		
(1) 端末機の管理に係る措置	ア 管理責任者の定め イ 使用状況の監視及び記録									
(2) ファイルへの不当なアクセス防止の措置	ア アクセス資格の定めの有無 イ パスワード、IDカード不正使用防止措置									
視点	(ア) パスワード、IDカード管理者の指定の有無 (イ) 依頼承認、発行手続きについて (ウ) 資格の抹消について (エ) パスワードの漏洩等事故に対する手続きの定め (オ) その他のパスワード等に関する措置の状況									

3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準	① 不正アクセスの排除に関する項目 (不正アクセスの排除の技術的措置) 視 点 (ア) パスワード等が必要なシステムとなっているか。 (イ) パスワードが画面表示されないようになっているか。 (ウ) 公衆回線により接続している場合の端末機の確認機能の設置 (エ) 相手方のアクセスをデータの必要箇所を制限する機能の設置 (オ) 特に重要なデータの提供がある場合の措置の内容 (カ) アクセス記録を取得し、一定期間保存する機能の設置 (キ) ファイアウォールの設定による経路制御等の機能の設置		
	② 障害の予防、回復に関する項目 (1) 障害時のファイルの安全性確保のための措置 視 点 - ア 機器の負荷状態の監視又は制御の機能の設置 - イ 排他制御機能の設置		
	(2) 障害の回復のための措置 視 点 - ア 障害の早期発見の監視機能 - イ データのバックアップ及びジャーナルの作成等障害発生時のシステム回復の機能		

【条例第6条の規定に基づき審議会の意見を聴いた取扱制限の適用除外事項（類型）】

番号	類 型	類型の細区分	取り扱う個人情報
1 (ア)	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等の意思により思想、信条、宗教等の取扱い制限事項に関する個人情報が提供され、実施機関として当該個人情報を取り扱うことになる場合	各種の相談事務 各種の陳情、要望等 意見、主張、見解等	思想、信条、宗教 人種及び民族 犯罪歴 社会的差別の原因 となる社会的身分
2 (イ)	作文等のコンクール、試験等において作成される作文、論文等の記載内容に含まれる思想、信条、宗教等の取扱い制限事項に関する個人情報を取り扱う場合		思想、信条、宗教 人種及び民族 犯罪歴 社会的差別の原因 となる社会的身分
3 (ウ)	栄典、表彰の事務において被表彰者、候補者等の犯罪歴を取り扱う場合		犯罪歴
4 (エ)	新聞、書籍等の中に公知情報として掲載された思想、信条、宗教等の取扱い制限事項に関する個人情報を出典、収集先、収集時期を明示して取り扱う場合		思想、信条、宗教 人種及び民族 犯罪歴 社会的差別の原因 となる社会的身分
5 (オ)	政党名、会派名、議員等の政治理念等取扱い制限事項の思想、信条に該当する個人情報を取り扱う場合		思想、信条
6 (カ)	土地、家屋等を取得するに際して、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転の費用や供養、祭礼の費用の補償を適正に行うため宗教に関する個人情報を取り扱う場合		宗教
7 (キ)	国際交流に資するため海外からの研修者や来客等を受け入れるに当たり、滞在中の生活に支障をきたさないよう、また、相手方の生活習慣の違いに適切に対応するため宗教に関する個人情報を取り扱う場合		宗教

*上記の類型答申のうち、一部について答申を受けている実施機関とその答申番号は次のとおり

実施機関名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
議会	1	2	3	4	5		6
公営企業管理者	1	2	3	4	5	6	
人事委員会	1	2	3		4	5	6
監査委員	1		2	3	4		
公安委員会	1						

例：議会は類型カについて審議会の意見を聴いていないので、キの答申番号（実施機関ごとに連番）は6となる。

【警察本部長】

答 申 年月日	番号	所管室課名	主管室課名	事 務 の 名 称	個 人 の 類 型	取り扱う個人情報
18.1.12	8	総務課 少年 育成課 交通 総務課 各警 察署	総務課	附属機関等の委員を委 嘱及び解嘱する事務	附属機関等の委員	犯罪歴
	9	監察官室、 警務課	監察官室	表彰・賞揚事務	表彰・賞揚対象事案の被疑 者	犯罪歴

第6条（取扱いの制限）

参考資料

第6条の規定に基づく個別諮問事案（思想、信条等の取扱いの制限）

【知事部局】※番号1～7は類型諮問事案

答申 年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	取り扱う個人情報
2.9.27	8	各室課所	秘書室	県民等の表彰、褒章事務	叙勲候補者	宗教
	9	私学宗教課	同左	宗教文化講座事務	講師	宗教
	10	労働福祉課	同左	神奈川県中小企業労務改善 優良団体等表彰事務	被表彰者	思想・信条
	11	各県立病院 各県立診療 所	県立病院 総務課	診療事務	患者、その家族	思想・信条、宗教、人種・ 民族 犯罪歴、社会的身分
	12	〃	〃	助産事務	妊婦、じょく婦、新生児、その 家族	〃
	13	〃	〃	看護事務	患者、その家族	〃
	14	〃	〃	栄養指導事務	患者	思想・信条、宗教、人種・ 民族
	15	各保健所	環境衛生 課	墓地経営等の許可事務	申請者	宗教
	16	住宅管理課	住宅管理 課	県営住宅入居募集事務	県営住宅入居希望者	社会的身分
	17	〃	〃	県営住宅家賃減免事務	県営住宅入居者	〃
	18	〃	〃	県営住宅敷金減免事務	〃	〃
	19	〃	〃	県営住宅収入超過認定変更 事務	〃	〃
3.3.30	20	国際課	同左	神奈川県海外技術研修員 の選定及び受入調整事務	海外技術研修員候補者	犯罪歴
	21	県政情報室	県政情報 室	公文書の閲覧等の請求処理 事務	請求者及び請求の対象となっ た公文書等に記録された個人	思想・信条、宗教、人種・ 民族 犯罪歴、社会的身分
	22	〃	〃	自己情報の開示等の請求 及び是正申出処理事務	請求者及び請求の対象となっ た公文書等に記録された個人	思想・信条、宗教、人種・ 民族 犯罪歴、社会的身分
5.5.13	23	環境衛生課 各保健所	環境衛生 課	墓地、納骨堂及び火葬場の 経営等の許可事務	墓地取得希望者	宗教
	24	県民総務室	同左	同和対策事業対象者の認定 事務	同和対策事業の適用を受けよ うとする申請者の個人情報	社会的身分

第6条（取扱いの制限）

【議会】※番号1～6は類型諮問事案

答 申 年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事 務 の 名 称	個 人 の 類 型	取り扱う個人情報
2.9.27	7	総務課	同左	議員の履歴管理事務	県議会議員	思想・信条

【教育委員会】※番号1～7は類型諮問事案

答 申 年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事 務 の 名 称	個 人 の 類 型	取り扱う個人情報
2.9.27	8	指導部 高校教育課	同 左	進学奨励金関係事務	受給者	社会的身分
	9	文化財保護 課	同 左	神奈川県諸職関係民俗文化 財調査	諸職の技術を伝承している個 人	宗教、社会的身分
	10	各県立高校	指導部 高校教育 課	生徒指導事務	生徒、保護者	宗教
	11	〃	総務室、 高校教育 課等	県立学校事故処理事務	生徒、事故関係者	思想・信条、宗教、犯罪歴
20.1.17	12	高校教育課 子ども教育支援課、 各県立高等学校、 各特別支援学校	高校教育 課	県立高校等の入学式、 卒業式における国歌斉 唱時の教職員の不起立 状況把握及び指導に係 る事務	県立高校等の入学式、卒業 式における国歌斉唱時に 起立しなかった教職員	思想・信条

※番号12については、「思想信条情報を例外的に取り扱うとする、本件事務の正当性及び必要性を積極的に認めるという意味において、本件諮問の内容を適当とする答申を行うことはなし難い。もっとも、（中略）本答申を踏まえて、最終的にいかなる職権行使をするかは、実施機関である教育委員会に条例上ゆだねられているところと解される。」と答申されている。

【警察本部長】※番号1～9は類型諮問事案

答 申 年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事 務 の 名 称	個 人 の 類 型	取り扱う個人情報
18.1.12	10	広報県民課 各所属	広報県民 課	広報事務	事件関係者	思想・信条、宗教、 犯罪歴
	11	監察官室 各所属	監察官室	職員の処分に関する事 務	事件関係者	犯罪歴
19.11.8	12	監察官室、 横浜市警 察部、川崎 市警察部、 相模方面 本部、各所 属	監察官室	職員の身上指導に関する事 務	職員及び職員の家族等職 員の身上に係る関係者	思想・信条、宗教、人 種及び民族、犯罪歴
20.3.26	13	監察官室 各所属	監察官室	内部通報処理事務	通報対象者及びその通報 事案に係る関係者	思想・信条、宗教、人 種及び民族、犯罪歴

【条例第8条第3項第7号の規定に基づき審議会の意見を聴いた本人外収集の制限の適用除外事項（類型）】

番号	類 型
1 (ア)	(栄典、表彰等の選考) 栄典、表彰等の選考を行うため、候補者の氏名、住所、経歴、推薦の理由その他の候補者に関する個人情報を本人以外の者から収集する場合
2 (イ)	(団体等の指導等) 団体又は事業を営む個人（以下「団体等」という。）に対する指導等を行うため、指導等に必要な範囲内で、当該団体等の職員、構成員等又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合
3 (ウ)	(補助金等の算定) 団体等に対してその事業活動を助成する目的で交付する補助金等の算定の基礎資料とするため、補助金等の算定に必要な範囲内で、当該団体等の職員、構成員等又は当該団体等が設置し、若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合
4 (エ)	(附属機関等の委員の選任) 附属機関、懇話会等の委員を選任するため、当該附属機関、懇話会等の運営に必要な範囲内で、委員候補者に関する個人情報を当該委員候補者が所属する団体等から収集する場合
5 (オ)	(指導員等の委嘱) 指導員、普及員等を委嘱するため、委嘱に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を市町村その他の団体から収集する場合
6 (カ)	(助言者等の人選) 特定の事項について助言、指導、説明等を受けるため、助言者等の人選に必要な範囲内で、候補者に関する個人情報を本人以外の者から収集する場合
7 (キ)	(相 談) 各種相談に際して、相談者以外の個人情報を相談者から収集する場合、他の実施機関から各種相談（相談対象者が職員等の場合に限る。）に付随して行われる調査のための情報提供依頼がされた際、提供する個人情報を特定するのに必要な範囲で依頼元実施機関から相談者以外の個人情報を収集する場合、又は各種相談（相談対象者が職員等の場合に限る。）に付随して調査を行うため、他の実施機関若しくは関係者から相談者以外の個人情報を必要な範囲で収集する場合
8 (ク)	(陳情、要望等) 各種陳情、要望等に際して、陳情者、要望者等以外の個人情報を陳情者、要望者等から収集する場合
9 (ケ)	(意見、主張、見解等) 県民等から電話、手紙等により又は会議等の場で口頭で、意見、主張、見解等の表明を受けるに際して、当該県民等以外の個人情報を当該県民等から収集する場合
10 (コ)	(所在確認等) 本人の所在確認等のため、家族、本人が所属する団体等から本人の個人情報を収集する場合
11 (サ)	(参考資料の収集) 県の他の機関、国、他の都道府県、市町村その他の者から送付された資料に名簿等の個人情報が含まれている場合

*（キ）に記載の「職員等」は条例第2条第3号「職員等」と同義である。

第8条（収集の制限）

＊前頁の類型答申のうち、一部について答申を受けている実施機関とその答申番号は次のとおり

実施機関名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ
議会	1					2	3	4	5	6	7
公営企業管理者	1	2					3	4	5	6	7
人事委員会	1					2	3	4	5	6	7
監査委員	1			2		3	4	5	6	7	8
公安委員会								1			

【知事部局】

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
19.5.14	47	各室課所	広報県民課	県民を対象とする調査の実施に関する事務	県内市町村	調査対象者のうち、外国人登録者

参考資料

第8条第3項第7号の規定に基づく個別諮問事案（本人外収集の制限）

【知事部局】 ※番号1～11、47は類型諮問事案

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
2.9.27	12	人事課	人事課	特別職の任免等に関する事務	他の実施機関、所属する団体	特別職の職員、同候補者
	13	各室課所	〃	職員の任免等に関する事務	本人以外の所属職員、他の実施機関、所属職員、配偶者、子供その他職員に関する個人情報保有する者	所属職員、配偶者、子供その他親族等
	14	職員課	同左	教養月報発行事務	地方職員共済組合神奈川県支部教育総務室	県職員退職者（年金受給者）
	15	水資源対策室	同左	宮が瀬ダム感謝金	建設省関東地方建設局宮が瀬工事事務所	水没者、地権者
	16	県政情報室	同左	公文書の閲覧等の請求に対する諸否決定に係る内部調整	公文書公開条例の実施機関	対象公文書に記載された個人
	17	各室課所	県政情報室	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求又は申出に係る第三者	請求者、申出者、請求・申出にかかわる個人
	18	広報課	同左	「月刊かながわ」発行事務	市町村	購読者
	19	青少年室	同左	外国青年指導者受入事務	派遣国	来県外国青年
	20	大気保全課	同左	大気汚染健康影響調査事務	大気汚染健康影響調査実施地域の小学校	大気汚染健康影響調査実施地域の小学校の児童、保護者
	21	行政センター環境部（横浜・川崎を除く）	環境整備課	廃棄物不法投棄監視指導事務	不法投棄現場	廃棄物不法投棄者
	22	行政センター福祉部（横浜・川崎を除く）	高齢者保健福祉課	敬老祝金交付事務	市町村	祝金対象者
	23	〃	〃	敬老祝品交付事務	市町村	祝品対象者

第8条（収集の制限）

答申 年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
2.9.27	24	高齢者保健 福祉課	〃	老人保養所招待事務	市町村	保養所招待者
	25	福祉総務室	同左	共同募金大口寄付金感謝状交付事務	（福）県共同募金会	共同募金大口寄付者
	26	福祉政策課	同左	長寿社会の新しい生き方 （エイジレスライフ）候補者 紹介事務	県老人クラブ連合会、市町村	エイジレスライフ紹介候補者
	27	高齢者保健 福祉課	同左	100歳以上長寿者名簿 作製事務	市町村	名簿登載者
	28	各高等職業 技術校障害 者職業能力 開発校	能力開発課	事故報告事務	家族、友人、医師、 警察その他関係者	事故の当事者
	29	生活支援課	同左	被保護者等慰問金支給事務	市福祉事務所	慰問金支給対象者
	30	農業技術課	同左	農業経営士認定事務	市町村	認定申請者
	31	水産試験所	水産課	漁業士認定事務	水産業協同組合	漁業士認定者
	32	林務課	同左	森林簿作成事務	市町村	森林所有者
	33	県立病院 県立診療所	県立病院 総務課	診療事務	患者、家族、医療機関等	患者、その家族
	34	県立病院 （一部を除く）	〃	助産事務	妊婦、じょく婦、家族、医療機関	妊婦、じょく婦、その家族
	35	県立病院 県立診療所	〃	看護事務	患者、家族、医療機関等	患者、その家族
	36	がんセンター	同左	悪性新生物登録事務	医療機関、保健所	悪性新生物罹患者、その家族、 親族
	37	〃	〃	がんの宿主要因と環境要因に 関する研究、肺がんと石綿に 関する疫学研究	市町村、がん検診機関、医療機関	がん罹患者、がん検診受診者、 その家族、親族
	38	〃	〃	がんに関する研究	医療機関、研究機関	悪性新生物罹患者、その家族、 親族
	39	県立病院 県立診療所	県立病院 総務課	医事受付事務	家族、先生、友人等	受診者、入院患者、申込者、 連帯保証人
	40	土木用地課	同左	収用裁決申請事務	市町村等	明け渡し義務者
3.3.30	41	県政情報室	同左	自己情報の開示等の請求及び 是正申出処理事務	個人情報保護条例の実施機関	請求の対象となった公文書等 に記録された個人
4.7.25	42	各保健所	環境衛生課	小規模受水槽衛生管理指導事務	市町村営（横浜・川崎・横須賀市 を除く）水道事業者	小規模受水槽管理者
7.7.13	43	保健予防課	同左	外国籍県民結核健康診断事業 事務	各市町村	外国籍県民

第8条（収集の制限）

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
11.5.13	44	渉外総務室	同左	外国籍住民生活実態調査事務	県内全市町村	アンケート調査対象者 (外国人登録者)
15.11.13	45	市町村課	市町村課	本人確認情報提供状況 開示事務	指定情報処理機関（（財）地方自治情報センター）	国の機関等により本人確認情報が利用及び提供された県民
19.4.12	46	政策課	同左	新たな総合計画に係る 県民意識調査事務	県内市町村	アンケート調査対象者のうち、外国人登録者
19.7.19	48	土地水資源対策課	同左	桂川流域生活排水処理方法実態調査に関する事務	山梨県	山梨県桂川流域市町村内に単独及び合併処理浄化槽を設置している者
19.7.19	49	総務部総務課	同左	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	各実施機関及び関係者	通報（相談）対象者等
19.7.19	50	各室課所	総務部総務課	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	教育局総務課	通報（相談）対象者等
19.11.8	51	総務部総務課	総務部総務課	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関の総務課長等又は所管部局等の長	働きかけた者、働きかけの内容に関係する者
19.11.8	52	各部局総務課	総務部総務課	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員	働きかけた者、働きかけの内容に関係する者
20.9.18	54	廃棄物対策課	同左	廃棄物不法投棄監視指導事務	不法投棄監視カメラにより撮影・転送され、廃棄物対策課内のパソコンに保存された画像情報	不法投棄行為者及びその補助者
	55	子ども家庭課	同左	児童虐待・DV事例における児童手当関係事務	関係市町村又は所屬庁	児童虐待を行う保護者、虐待される児童
	56	〃	〃	〃	DV被害者から児童手当等の申請がなされた市町村又は所屬庁、DVを行う配偶者が居住する市町村又は配偶者が所屬する所屬庁、DVを行う配偶者又はその被害者が居住等する都道府県	DVを行う配偶者

* 番号53は、類型諮問事案（キ）を変更する諮問の案件番号として使用したため、欠番とする。

【議会】※番号1～7は類型諮問事案

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
2.9.27	8	総務課	総務課	職員の任免等に関する事務	本人以外の所属職員、実施機関内の他所属、職員に関する個人情報を保有する者	所属職員、配偶者、子供その他親族等
	9	各課	各課	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求又は申出に係る第三者	請求者、申出者、請求・申出にかかわる個人
19.7.19	10	各課	総務課	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報（相談）対象者等
19.11.8	11	総務課	総務課	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に関係する者

* 番号12は、類型諮問事案（キ）を変更する諮問の案件番号として使用したため、欠番とする。

第8条（収集の制限）

【公営企業管理者】※番号1～7は類型諮問事案

答申年月日	番号	所管室課所	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
2.9.27	8	管理局総務室	同左	賠償責任に係る事故報告事務	目撃者、家族、友人、医師、警察等	事故当事者
	9	〃	〃	職員の任免等に関する事務	他の実施機関	所属職員、配偶者、子供その他親族等
	10	各室課所	管理局総務室	〃	本人以外の所属職員、実施機関内の他所属、職員に関する個人情報を保有する者	〃
	11	〃	各課	訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求又は申出に係る第三者	請求者、申出者、請求・申出にかかわる個人
	12	〃	管理局管財課	指名停止に係る事故報告事務	事故関係者、家族、医師等	事故当事者
	13	水道局各出先機関	水道局用度課	水道賠償責任事務	家族、医師等関係者	〃
	14	水道局配水課、各営業所	水道局配水課	水道工事に伴う事故調査事務	事故関係者、家族、医師等	〃
3.3.30	15	水道局業務課	水道局業務課	給水工事責任技術者及び配管技能者試験受験資格審査	受験申込書から提出された履歴書に記載された学校及び給水工事店	受験申込者
14.9.12	16	水道局経営課・各水道局営業所	水道局経営課	上下水道料金管理事務	県営水道の給水区域内12市10町の下水道所管課	上下水道使用者
19.7.19	17	各課所	経営局総務課	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報（相談）対象者等
19.11.8	18	経営局総務課	経営局総務課	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に関係する者

*番号19は、類型諮問事案（キ）を変更する諮問の案件番号として使用したため、欠番とする。

【教育委員会】※番号1～11は類型諮問事案

答申年月日	番号	所管室課所	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
2.9.27	12	義務教育課 各県立学校等、各県立体育施設	総務室、義務教育課、高校教育課	事故報告事務	目撃者、家族、友人、医師、警察、その他の関係者、市町村教育委員会	事故当事者
	13	各県立高校	高校教育課	進路指導事務	請求又は申出に係る第三者	請求者、申出者、請求・申出にかかわる個人
	14	〃	〃	〃	卒業生の入学した私立大学等	推薦入学により私立大学等に入学した卒業生
	15	各県立学校	総務室、義務教育課、高校教育課	学校行事関係事務	同窓会名簿、PTA会員名簿	卒業生、PTA会員
	16	県立盲・聾・養護学校	特殊教育課	進路指導事務	職場実習先、授産施設、地域作業所等	児童・生徒

第8条（収集の制限）

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
2.9.27	17	各室課所	総務室	職員の任免等に関する事務	本人以外の所属職員、実施機関内の他所属、職員に関する個人情報保有する者	所属職員、配偶者、子供その他親族等
	18	総務室	〃	〃	教育委員会以外の任命権者、職員に関する個人情報保有する者	教育委員会以外の任命権者の職員、配偶者、子供、その他親族等
	19	高校教育課、各県立学校	高校教育課	暴走族等に対する指導事務	県警本部少年課長	県立高校生、保護者
	20	教職員課	同左	教職員の任免等に関する事務	市町村教育委員会	事故当事者
	21	各室課所	総務室	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求又は申出に係る第三者	請求者、申出者、請求・申出にかかわる個人
17.9.8	22	各県立学校	子ども教育支援課	児童・生徒指導事務	県警本部、県内所在の警察署	児童・生徒
19.7.19	23	総務課	同左	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	各実施機関及び関係者	通報（相談）対象者等
19.7.19	24	各室課所	総務課	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課	通報（相談）対象者等
19.11.8	25	総務課	同左	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に関係する者
20.1.17	27	高校教育課、子ども教育支援課、各県立高等学校、各特別支援学校	高校教育課	県立高校等の入学式、卒業式における国歌斉唱時の教職員の不起立状況把握及び指導に係る事務	県立高校等の入学式、卒業式の場合における管理職による目視	県立高校等の入学式、卒業式における国歌斉唱時に起立しなかった教職員

*番号26は、類型諮問事案（キ）を変更する諮問の案件番号として使用したため、欠番とする。

*番号27「県立高校等の入学式、卒業式における国歌斉唱時の教職員の不起立状況把握及び指導に係る事務」については、条例第6条の規定に基づく諮問（個別番号12）との関係から、「実施機関である教育委員会が、いかなる職権措置を採るかの仮定にかかわるところであり、本件にとって独立した諮問事項には当たらないであろう。」と答申されている。

【人事委員会】※番号1～7は類型諮問事案

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
2.9.27	8	総務課	総務課	職員の任免等に関する事務	本人以外の所属職員、実施機関内の他所属、職員に関する個人情報保有する者	所属職員、配偶者、子供その他親族等
	9	各課	総務課	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求又は申出に係る第三者	請求者、申出者、請求・申出にかかわる個人
19.7.19	10	総務課、給与公平課	総務課	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報（相談）対象者等
19.11.8	11	総務課、給与公平課	総務課	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に関係する者

*番号12は、類型諮問事案（キ）を変更する諮問の案件番号として使用したため、欠番とする。

第8条（収集の制限）

【監査委員】※番号1～8は類型諮問事案

答申 年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
2.9.27	9	総務課	総務課	職員の任免等に関する事務	本人以外の所属職員、実施機関内の他所属、職員に関する個人情報を保有する者	所属職員、配偶者、子供その他親族等
	10	〃	〃	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求又は申出に係る第三者	請求者、申出者、請求・申出にかかわる個人
	11	総務課	総務課	事故報告書	目撃者、家族、友人、医師、警察、その他の関係者	事故当事者
	12	〃	〃	賠償責任に係る事故報告事務	事故の当事者、関係者からの収集	地方自治法第234条の2第1項に規定する職員
19.7.19	13	総務課、監査課	総務課	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報（相談）対象者等
19.11.8	14	総務課、監査課	総務課	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に関係する者

*番号15は、類型諮問事案（キ）を変更する諮問の案件番号として使用したため、欠番とする。

【労働委員会】※番号1～11は類型諮問事案

答申 年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
2.9.27	12	各課	総務課	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者	請求者又は申出者に係る第三者	請求者、申出者、請求又は申出に係る情報にかかわる個人
19.7.19	13	各課	総務課	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報（相談）対象者等
19.11.8	14	総務課	総務課	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に関係する者

*番号15は、類型諮問事案（キ）を変更する諮問の案件番号として使用したため、欠番とする。

【選挙管理委員会】※番号1～11は類型諮問事案

答申 年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
2.9.27	12	選挙管理委員会	選挙管理委員会	職員の任免等に関する事務	本人以外の所属職員、他の実施機関、職員に関する個人情報を保有する者	職員
	13	選挙管理委員会	選挙管理委員会	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求者又は申出者に係る第三者	請求者、申出者、請求又は申出に係る情報にかかわる個人
19.7.19	14	選挙管理委員会	選挙管理委員会	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報（相談）対象者等
19.11.8	15	選挙管理委員会	選挙管理委員会	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に関係する者

*番号16は、類型諮問事案（キ）を変更する諮問の案件番号として使用したため、欠番とする。

【収用委員会】※番号1～11は類型諮問事案

答申 年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
2.9.27	12	収用委員会	収用委員会	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求者又は申出者に係る第三者	請求者、申出者、請求又は申出に係る情報にかかわる個人

第8条（収集の制限）

答 申 年月日	番 号	所管室課所名	主管室課名	事 務 の 名 称	収 集 先	個 人 の 類 型
2.9.27	13	〃	〃	収用事務	起業者	収用対象地の所有者及び関係人
19.7.19	14	〃	〃	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報（相談）対象者等
19.11.8	15	〃	〃	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に係る者

*番号16は、類型諮問事案（キ）を変更する諮問の案件番号として使用したため、欠番とする。

【海区漁業調整委員会】※番号1～11は類型諮問事案

答 申 年月日	番 号	所管室課所名	主管室課名	事 務 の 名 称	収 集 先	個 人 の 類 型
2.9.27	12	海区漁業調整委員会	海区漁業調整委員会	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求者又は申出者に係る第三者	請求者、申出者、請求又は申出に係る情報にかかわる個人
19.7.19	13	〃	〃	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報（相談）対象者等
19.11.8	14	〃	〃	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に係る者

*番号15は、類型諮問事案（キ）を変更する諮問の案件番号として使用したため、欠番とする。

【内水面漁場管理委員会】※番号1～11は類型諮問事案

答 申 年月日	番 号	所管室課所名	主管室課名	事 務 の 名 称	収 集 先	個 人 の 類 型
2.9.27	12	内水面漁場管理委員会	内水面漁場管理委員会	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求者又は申出者に係る第三者	請求者、申出者、請求又は申出に係る情報にかかわる個人
19.7.19	13	〃	〃	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報（相談）対象者等
19.11.8	14	〃	〃	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に係る者

*番号15は、類型諮問事案（キ）を変更する諮問の案件番号として使用したため、欠番とする。

【警察本部長】※番号1～11は類型諮問事案

答 申 年月日	番 号	所管室課所名	主管室課名	事 務 の 名 称	収 集 先	個 人 の 類 型
18.1.12	12	警務課、各所属	警務課	職員の任免等に関する事務	本人以外の所属職員、実施機関内の他の所属、他の実施機関、職員に関する個人情報保有する者	所属職員、配偶者、子供その他親族等
19.11.8	13	監察官室、横浜市警察部、川崎市警察部、相模方面本部、各所属	監察官室	職員の身上指導に関する事務	職員の家族及びその他の関係者（職員の身上に関する個人情報保有する者）	職員及び職員の家族等職員の身上に係る関係者
20.3.26	15	監察官室、各所属	監察官室	内部通報処理事務	通報対象者及びその通報事案に係る関係者	通報対象者及びその通報事案に係る関係者
20.3.26	16	〃	〃	〃	通報者及び通報者に係る関係者	通報者及び通報者に係る関係者

*番号14は、類型諮問事案（キ）を変更する諮問の案件番号として使用したため、欠番とする。

第8条（収集の制限）

【病院事業管理者】※番号1～11は類型諮問事案（16.12.28 条例附則第10項〔cf. ハンドブック P258〕によるもの）

答申 年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	収集先	個人の類型
(2.9.27)	12	各室課所	(人事課)	職員の任免等に関する事務	本人以外の所属職員、他の実施機関、所属職員、配偶者、子供その他職員に関する個人情報を保有する者	所属職員、配偶者、子供その他親族等
	13	各室課所	(県政情報室)	公文書公開、自己情報の開示、訂正、是正の申出における第三者情報の調査事務	請求又は申出に係る第三者	請求者、申出者、請求・申出にかかわる個人
	14	県立病院 県立診療所	(県立病院 総務課)	診療事務	患者、家族、医療機関等	患者、その家族
	15	県立病院 (一部を除く)	〃	助産事務	妊婦、じょく婦、家族、医療機関	妊婦、じょく婦、その家族
	16	県立病院 県立診療所	〃	看護事務	患者、家族、医療機関等	患者、その家族
	17	がんセンター	同左	悪性新生物登録事務	医療機関、保健所	悪性新生物罹患者、その家族、親族
	18	〃	〃	がんの宿主要因と環境要因に関する研究、肺がんと石綿に関する疫学研究	市町村、がん検診機関、医療機関	がん罹患者、がん検診受診者、その家族、親族
	19	〃	〃	がんに関する研究	医療機関、研究機関	悪性新生物罹患者、その家族、親族
	20	県立病院 県立診療所	(県立病院 総務課)	医事受付事務	家族、先生、友人等	受診者、入院患者、申込者、連帯保証人
19.7.19	21	各室課所	県立病院 課	職員等からの内部通報及び相談に関する事務	総務部総務課、教育局総務課	通報（相談）対象者等
19.11.8	22	各室課所	県立病院 課	職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応事務	他の実施機関に所属する働きかけを受けた職員及び総務部総務課	働きかけた者、働きかけの内容に関係する者

* 番号12～20は、16.12.28 条例附則第10項〔cf. ハンドブック P258〕によるものであり、知事が受けた答申であることから、答申年月日及び主管室課名は括弧書きとした。

* 番号23は、類型諮問事案（キ）を変更する諮問の案件番号として使用したため、欠番とする。

【条例第9条第1項第5号の規定に基づき審議会の意見を聴いた目的外利用・提供の制限の適用除外事項（類型）】

番号	類 型
1 (ア)	弁護士法第23条の2の規定に基づく弁護士会からの照会に対して報告する場合 ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。
2 (イ)	法律の規定に基づく裁判所からの求めに応じて報告、文書の送付等を行う場合 ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。
3 (ウ)	行政機関が法令等に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合 ただし、当該行政機関が法令等に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を使用する目的に公益性が認められ、当該個人情報を照会することについて合理的理由があり、かつ、当該個人情報の内容、当該個人情報を使用する目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。
4 (エ)	実施機関が行う他の事業の案内又は刊行物の送付のために利用し、又は提供する場合 (条例施行前に収集した個人情報に限る。) ただし、案内又は刊行物の送付による利益を受けるのは当該個人であるので、当該個人が案内又は送付を拒んでいる場合を除く。
5 (オ)	講師、委員等の人選のため、当該実施機関が利用し、又は県の他の機関、国、他の都道府県若しくは市町村に提供する場合（条例施行前に収集した個人情報に限る。） ただし、個人情報を取り扱う側の事務上の支障等から本人収集が困難な場合又は本人同意が得難い場合に限る。
6 (カ)	統計作成の資料として当該実施機関が利用し、又は当該実施機関以外の者に提供する場合 ただし、当該統計作成に公益性があり、当該個人情報を利用し、又は提供を受ける者が速やかに特定の個人を識別できない形にして取り扱う場合に限る。
7 (キ)	報道機関の取材、要請に応じて提供、発表する場合 ただし、報道機関を通じて一般県民に知らせることが本来の目的に関連し、矛盾しない場合又は社会的関心が高い等一般県民に知らせる公益上の必要性がある場合で、かつ、当該個人情報の内容その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限る。

- 備考 1 各類型は、いずれも法令等の規定により個人情報の利用又は提供が制限されている場合を除く。
 2 各類型は、実施機関に個人情報を利用し、又は提供する権限を与える意味を有しない。
 3 各類型は、実施機関に個人情報を利用し、又は提供する義務を課する意味を有しない。
 4 各類型に該当して利用し、又は提供する個人情報は、必要最小限とする。

* 上記の類型答申のうち、一部について答申を得ている実施機関とその答申番号は次のとおり

実施機関名	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
監査委員	1	2	3		4		5

なお、公安委員会については、該当する答申なし。

第9条（利用及び提供の制限）

答申 年月日	番号	類 型
18. 1. 12	※	犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために、公安委員会、警察本部長、警察庁並びに他の都道府県公安委員会及び警視総監及び他の道府県警察本部長（以下「公安委員会等」という。）に提供する場合 ただし、次の留意事項を前提として、公安委員会等が必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があると認める場合に限る。 1 本類型による提供に当たっては、条例第9条第3項の規定にのっとり、実施機関が必要があると認めるときは、公安委員会等に対し、取扱いの目的又は使用の方法の制限その他必要な制限を付すこと。 2 本類型は、法令の規定により個人情報の提供が制限されている場合を除くこと。 3 本類型は、実施機関に個人情報を提供する権限を与える意味を有しないこと。 4 本類型は、実施機関に個人情報を提供する義務を課する意味を有しないこと。 5 本類型に該当して提供する個人情報は、必要最小限とすること。

※【知事部局】については、番号30、【公営企業管理者】については、番号12

【議会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会】については、番号8、【病院事業管理者】については、番号15

【監査委員】については、番号6

【教育委員会】については、番号8（注：県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童・生徒に関する情報を除く。当該情報については、下記の番号9を参照。）

注：【教育委員会】（県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童・生徒に関する情報に限る。）

答申 年月日	番号	類 型
18. 3. 17	9	（県立高等学校及び盲・ろう・養護学校の児童・生徒の個人情報について） 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために、公安委員会、警察本部長、警察庁並びに他の都道府県公安委員会及び警視総監及び他の道府県警察本部長（以下「公安委員会等」という。）に提供する場合 ただし、次の留意事項を前提として、公安委員会等が必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があると認める場合に限る。 1 本類型により提供する個人情報には、教育委員会から平成18年3月9日付け子教第170号をもって諮問のあった個人情報の目的外提供に該当するものを含まないこと。 2 前項の諮問に対する答申があった場合は、同項中「教育委員会から平成18年3月9日付け子教第170号をもって諮問のあった」とあるのは、「平成18年7月25日付け個情審議第210号をもって答申した」と読み替えるものとする。 3 本類型による提供に当たっては、条例第9条第3項の規定にのっとり、実施機関が必要があると認めるときは、公安委員会等に対し、取扱いの目的又は使用の方法の制限その他必要な制限を付すこと。 4 本類型は、法令の規定により個人情報の利用又は提供が制限されている場合を除くこと。 5 本類型は、実施機関に個人情報を利用し、又は提供する権限を与える意味を有しないこと。 6 本類型は、実施機関に個人情報を利用し、又は提供する義務を課する意味を有しないこと。 7 本類型に該当して利用し、又は提供する個人情報は、必要最小限とすること。

第9条（利用及び提供の制限）

【警察本部長】

答申年月日	番号	所管室課名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	目的外の利用提供の類型	利用・提供先
18.1.12	8	交通捜査課 交通指導課 各警察署	同左	報償金贈与事務	交通事故の負傷者、救護者、被疑者、被害者	人身交通事故の捜査や負傷者の救護のために収集した個人情報、報償金贈与事務に目的外利用	実施機関内部
	9	総務課、各所属	総務課	取材対応事務	被疑者、共犯者、被害者等取材対象者	警察業務全般を通じて収集した個人情報を、取材対応事務に目的外利用	実施機関内部
	10	総務課、各所属	総務課	表彰・賞揚・処分対象事案活動事務	表彰・賞揚・処分対象事案の被疑者・被害者・共犯者、関係者等	被疑者、被害者等の個人情報を、表彰・賞揚の事務に目的外利用	実施機関内部

参考資料

第9条第1項第5号の規定に基づく個別諮問事案（目的外の利用・提供の制限）

【知事部局】※番号1～7、30は類型諮問事案

答申年月日	番号	所管室課名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	目的外の利用提供の類型	利用・提供先
2.9.27	8	職員課	同左	恩給裁定事務	恩給請求者	叙位、叙勲表彰の選考のため候補者の軍歴を調査	人事課
	9	障害福祉課	同左	在宅重度障害者等手当支給事務	受給者	慰問品支給対象者を抽出	障害福祉課
	10	県立病院 県立診療所	県立病院 総務課	診療事務	患者、その家族	診療録の内容を疾病の研究のため提供	試験研究機関等
	11	〃	〃	看護事務	患者、その家族	看護記録等の内容を疾病の研究のため提供	〃
	12	県立病院 （一部を除く）	〃	助産事務	妊婦、じょく婦、その家族、新生児	助産録等の内容を疾病の研究のため提供	〃
	13	がんセンター	〃	診療事務（診療）	患者、その家族	診療録の内容を疾病の研究のため提供	〃
	14	〃	〃	診療事務（院内がん登録）	患者、その家族	病状、治療内容等ががん研究のため提供	〃
	15	〃	〃	がん研究事務	患者、その家族	診療録の内容を疾病の研究のため提供	〃
	16	〃	〃	悪性新生物登録事務 （地域がん登録）	患者、その家族	診療録の内容を疾病の研究のため提供	〃
3.3.30	17	保健予防課	同左	原爆被爆者事務	原爆被爆者	被爆者の援護対策として市町村が行う原爆被爆者への見舞金等の支給事務の実施のため提供	市町村
3.9.28	18	児童福祉課	同左	児童扶養手当事務	児童扶養手当受給者及び児童	市町村が実施する「ひとり親家庭等」市町村医療費助成事業に、対象者の大部分を占める児童扶養手当受給者の情報のうち必要な情報のみを抽出して提供する。	市町村
6.11.10	19	児童福祉課	同左	児童扶養手当事務 特別児童扶養手当事務	受給者、対象児童及び父親	横浜市の福祉に関するシステム構築を支援するため受給者等の情報を提供する。	横浜市

第9条（利用及び提供の制限）

答申 年月日	番号	所管室課名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	目的外の利用提供の類型	利用・提供先
11. 1. 14	20	児童福祉課	同左	特別児童扶養手当事務	申請者	地域振興券交付事業の実施主体である市町村が、当該事業を円滑かつ効果的に実施するためには、地域振興券交付対象者をあらかじめ把握した上で事務を処理する必要がある。そこで、県は市町村から照会を受けて、交付に必要な最小限度の個人情報の提供を行う。	市町村（特別区を含む。）
	21	児童福祉課	同左	児童扶養手当事務	申請者		
	22	各児童相談所	児童福祉課	児童の福祉に関する措置事務	施設等入所児童		
	23	婦人相談所	児童福祉課	婦人の福祉及び保護事務（要保護女子の一時保護）	要保護女子		
	24	障害福祉課、総合療育相談センター、各保健福祉事務所（三崎、相模原、大和、藤沢、秦野を除く）	障害福祉課	特別障害者手当等給付事務	認定請求者（受給者）	地域振興券交付事業の実施主体である市町村が、当該事業を円滑かつ効果的に実施するためには、地域振興券交付対象者をあらかじめ把握した上で事務を処理する必要がある。そこで、県は市町村から照会を受けて、交付に必要な最小限度の個人情報の提供を行う。	市町村（特別区を含む。）
	25	障害福祉課、各児童相談所、各保健福祉事務所（三崎、相模原、大和、藤沢、秦野を除く）	障害福祉課	障害児（者）施設措置費取扱事務	施設に入所中の障害児（者）		
	26	各保健福祉事務所（三崎、相模原、大和、藤沢、秦野を除く）	生活支援課	生活保護に関する実施事務	生活保護受給者		
	27	保健予防課	保健予防課	原爆被爆者等事務	原爆被爆者		
12. 6. 1	28	各児童相談所	障害福祉課	児童（障害児）福祉に関する措置事務	児童福祉施設（障害児施設）等に入所中の児童	介護保険事務を行う市町村が、児童福祉施設等に入所し、保険料の支払い義務のない児童を把握するために提供	市町村（特別区を含む。）の介護保険所管課
12. 6. 1	29	各保健福祉事務所	障害福祉課	知的障害者援護施設入・退所事務	障害福祉施設入・退所を必要とする障害者	介護保険事務を行う町村が、心身障害者福祉協会法に定める施設等に入所し、保険料の支払い義務のない者を把握するために提供	町村の介護保険所管課
20. 9. 18	31	各児童相談所	子ども家庭課	児童虐待・DV事例における児童手当関係事務	児童虐待を行う保護者、虐待される児童	児童を虐待している保護者の児童手当等支給事由消滅の処理に必要な、児童相談所が保有する個人情報を子ども家庭課が利用	子ども家庭課

第9条（利用及び提供の制限）

【公営企業管理者】※番号1～7、12は類型諮問事案

答申年月日	番号	所管室課名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	目的外の利用提供の類型	利用・提供先
2.9.27	8	水道局業務課	同左	水道料金管理事務	水道使用者	公共下水道使用料金の円滑な徴収のため	下水道使用料等事務連絡協議会
4.7.25	9	水道局工務課	同左	給水装置工事申請及び施行承認等事務	給水装置所有者	知事が行う小規模受水槽の衛生管理指導事務実施のため提供	知事（衛生部）
	10	〃	〃	〃	〃	各市町が行う道路等の建設改良事業、消防活動等のため提供	給水区域内市町及び知事
12.6.1	11	水道局経営課	同左	水道料金管理事務	県営水道使用者	上水道・下水道の料金一括徴収を実施するために提供	県営水道の給水区域内の12市10町の下水道所管課
19.7.19	13	水道電気局業務課、各水道営業所	水道電気局業務課	長期水需要予測に伴う水使用実態調査の事務	県給水区域における上水道使用者	県営水道の長期水需要予測を行う実態調査実施のために利用	水道電気局計画課

【教育委員会】※番号1～9は類型諮問事案

答申年月日	番号	所管室課名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	目的外の利用提供の類型	利用・提供先
18.7.25	10	子ども教育支援課 高校教育課 各県立高校・盲・ろう・養護学校	子ども教育支援課	学校と警察との情報連携に係る協定書に関する措置事務	児童・生徒	非行防止、犯罪被害防止及び健全育成のため	警察本部長

【警察本部長】※番号1～10は類型諮問事案

答申年月日	番号	所管室課名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	目的外の利用提供の類型	利用・提供先
19.11.8	11	監察官室、横浜市警察部、川崎市警察部、相模方面本部、各所属	監察官室	職員の身上指導に関する事務	職員及び職員の家族等職員の身上に係る関係者	犯罪捜査や警察相談事務等で収集した個人情報や職員の身上に関する事項の把握並びに指導及び支援のために目的外利用	監察官室、横浜市警察部、川崎市警察部、相模方面本部、各所属

【病院事業管理者】※番号1～7、15は類型諮問事案（16.12.28条例附則第10項〔cf. ハンドブックP258〕によるもの）

答申年月日	番号	所管室課名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	目的外の利用提供の類型	利用・提供先
(2.9.27)	8	県立病院 県立診療所	(県立病院総務課)	診療事務	患者、その家族	診療録の内容を疾病の研究のため提供	試験研究機関等
	9	〃	〃	看護事務	患者、その家族	看護記録等の内容を疾病の研究のため提供	〃
	10	県立病院（一部を除く）	〃	助産事務	妊婦、じょく婦、その家族、新生児	助産録等の内容を疾病の研究のため提供	〃
	11	がんセンター	〃	診療事務（診療）	患者、その家族	診療録の内容を疾病の研究のため提供	〃
	12	〃	〃	診療事務（院内がん登録）	患者、その家族	病状、治療内容等ががん研究のため提供	〃

第9条（利用及び提供の制限）

答申 年月日	番号	所管室課名	主管室課名	事務の名称	個人の類型	目的外の利用提供の類型	利用・提供先
(2.9.27)	13	がんセンター	(県立病院 総務課)	がん研究事務	患者、その家族	診療録の内容を疾病の研究のため提供	〃
	14	〃	〃	悪性新生物登録事務 (地域がん登録)	患者、その家族	診療録の内容を疾病の研究のため提供	〃

* 番号8～14は、16.12.28条例附則第10項〔cf. ハンドブックP258〕によるものであり、知事が受けた答申であることから、答申年月日及び主管室課名は括弧書きとした。

**【条例第10条第2項の規定に基づき審議会の意見を聴いたオンライン結合による
個人情報の提供の制限の解除（類型）】**

番号	類 型
*ア	インターネット等を活用して県民に対して行政情報の提供を行う場合 ただし、次の要件に該当する場合に限る。 (1) インターネット等による個人情報の提供について本人の明確な同意があり、かつ、 提供する個人情報の項目及び提供する内容の範囲について本人が選択できること。 (2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取 扱事務の登録等の手続がとられていること。 (3) 「オンライン結合の基準」に規定する項目中、「1 必要性に関する基準」及び 「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準 ②障害の予防、回復に関する項 目」に定める要件を具備するものであること。

*ア) 知事（7；10.3.18答申）、公営企業管理者（3；16.3.25答申）、教育委員会（5；10.3.18答申）、選挙管理委員会（3；14.7.18答申）、人事委員会（2；16.1.15答申）、警察本部長（1；18.1.12答申）、病院事業管理者（1；16.12.28条例附則第10項〔cf. ハンドブックP258〕）

番号	類 型
*イ	インターネットを利用して、知事等の交際費のうち不祝儀の支出に係る行政情報を県民に提供するに際して、これに含まれる各種個人情報を取り扱う場合 ただし、次の要件を満たす必要がある。 (1) 事務の目的が、知事等交際費のうち不祝儀の支出に係る行政情報の県民への提供であること。 (2) 不祝儀の支出を受けた相手方の個人情報がホームページに掲載される旨をホームページ等で広く県民に周知し、可能であれば個別の支出の際にも周知すること。 (3) ホームページ掲載について支出の相手方関係者から申出があった場合には、当該個人情報部分の掲載を止めること。 (4) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。 (5) 「オンライン結合の基準」に規定する項目中、「1 必要性に関する基準」及び 「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準 ②障害の予防、回復に関する項目」に定める要件を具備するものであること。

*イ) 知事（9；知事等交際費、16.11.11答申）、公営企業管理者（4；企業庁長交際費、同左）、教育委員会（7；教育委員等交際費、同左）、選挙管理委員会（4；選挙管理委員長、同左）、人事委員会（3；人事委員交際費、同左）、病院事業管理者（2；16.12.28条例附則第10項〔cf. ハンドブックP258〕）

第 10 条（オンライン結合による提供）

番号	類 型
*ウ	インターネット等に接続するという形態により、電子申請・届出システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人に提供するに際して、これに含まれる個人情報を取り扱う場合 電子申請・届出システムについては、提供の相手方である一般の県民等に個人情報保護のための制度を整備することや適切な措置を講じることを求められないことから、提供する個人情報の内容を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。 (1) 事務の目的が、電子申請・届出システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人に提供するものであること。 (2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第 7 条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。

*ウ) 知事（10；17.3.23答申）、議会（2；同左）、公営企業管理者（5；同左）、教育委員会（8；同左）、選挙管理委員会（5；同左）、人事委員会（4；同左）、監査委員（2；同左）、労働委員会（1；同左）、収用委員会（1；同左）、海区漁業調整委員会（2；同左）、内水面漁場管理委員会（1；同左）、病院事業管理者（3；16.12.28条例附則第10項〔cf. ハンドブックP258〕）

番号	類 型
*エ	インターネット等に接続するという形態により、公共施設利用予約システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人に提供するに際して、これに含まれる個人情報を取り扱う場合 公共施設利用予約システムについては、提供の相手方である一般の県民等に個人情報保護のための制度を整備することや適切な措置を講じることを求められないことから、提供する個人情報の内容を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。 (1) 事務の目的が、公共施設利用予約システムを利用する県民等の個人情報をその利用者本人へ提供するものであること。 (2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第 7 条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続がとられていること。

*エ) 知事（11；17.3.23答申）、教育委員会（9；同左）、病院事業管理者（4；16.12.28条例附則第10項〔cf. ハンドブックP258〕）

【警察本部長】

答申年月日	番号	類 型
19. 7. 19	3	インターネットに接続するという特定の形態により、県警察の各所属において、公開捜査の対象とされている重要事件に係る捜査情報を県民等に提供するに際して、被疑者及び被害者等の個人情報を取り扱う場合 インターネットを活用したオンライン結合については、提供の相手先であるインターネット利用者に対して、当該個人情報の適正な利用等を要求することが極めて困難であることから、提供する個人情報の内容等を実施機関の責任において十分に精査するとともに、次の要件を満たす必要がある。 (1) 「県警察のホームページに警察情報を掲載する場合の個人情報保護のガイドライン」を遵守すること。 (2) 当該事務における個人情報の取扱いについて、条例第7条に規定する個人情報取扱事務の登録等の手続をとること。 (3) 「オンライン結合の基準」に規定する項目中、「1 必要性に関する基準」及び「3 実施機関が講ずる技術的措置に関する基準 ②障害の予防、回復に関する項目」に定める要件を具備するものであること。

参考資料

第10条第2項の規定に基づく個別諮問事案（オンライン結合）

【知事部局】※他に類型諮問事案（番号7、9、10、11）あり

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン結合の名称等	結合（提供）先
3. 1. 26	1	工業試験所	同 左	科学技術人材ファイル	神奈川県技術データベースシステム	県工業振興協会 横浜・神奈川総合情報センター 経営開発技術機構 ケイエスピー 平塚・相模原商工会議所等
4. 3. 28	2	(夤)				
4. 9. 10	4	(夤)				
4. 3. 28	3	県 営 住 宅 管 理 課	同 左	「県営住宅総合管理システム」運用事務	県営住宅総合管理システム	県土地建物保全協会
6. 11. 10	5	薬 務 課	同 左	医薬品等の製造業及び輸入販売業許可事務	医薬品等製造業等許可システム	厚生省、都道府県
9. 1. 9	6	薬 務 課	同 左	毒物及び劇物営業者等登録事務	毒物劇物営業者登録等システム	厚生省
12. 11. 9	8	各 室 課 所	人 事 課	職員の任免等に関する事務 職員の給与に関する事務	新人事給与システム	地方職員共済組合神奈川 県支部

第 10 条（オンライン結合による提供）

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン結合の名称等	結合（提供）先
17. 5. 12	12	各 課 所	県 土 整 備 経 理 課	電子入札に関する事務	電子入札システム	共同運営に参加する市町村・一部事務組合
	13	各 室 課 所	出 納 局 指 導 課	県税、使用料及び手数料などの収入事務	マルチペイメントネットワークシステム	金融機関
17. 9. 8	14	法務文書課	同 左	神奈川県公報発行事務	神奈川県公報を県のホームページに掲載	インターネット利用者
18. 3. 17	15	地 域 保 健 福 祉 課	同 左	介護支援専門員登録事務	介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム	厚生労働省
18. 9. 14	16	広報県民課	同 左	e-かなネットアンケート回答者登録事務	e-かなネット	インターネット利用者（登録者本人）
19. 1. 11	17	人 事 課	同 左	懲戒処分等の公表事務	記者発表資料を県のホームページに掲載	インターネット利用者
20. 11. 13	18	建築指導課	同 左	建築士・建築士事務所の登録・閲覧事務	建築士・事務所登録閲覧システム	登録機関、特定行政庁等、建築士、建築士事務所、インターネット利用者

【議会】※他に類型諮問事案（番号 2）あり

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン結合の名称等	結合（提供）先
12. 11. 9	1	各 課	議会事務局 総 務 課	職員の任免等に関する事務 職員の給与等に関する事務	新人事給与システム	地方職員共済組合神奈川県支部
17. 11. 10	3	議会事務局 議 事 課、 調 査 課	調 査 課	議会検索システムに関する事務	インターネット	インターネット利用者
	4	議会事務局 調 査 課	同 左	インターネット議会中継に関する事務	インターネット	インターネット利用者
19. 3. 22	5	議会事務局 総 務 課	同 左	懲戒処分等の公表事務	記者発表資料を県のホームページに掲載	インターネット利用者

注：番号 3 は、20. 11. 18 審議会意見により、オンライン結合の内容等が変更された。

第10条（オンライン結合による提供）

【公営企業管理者】※他に類型諮問事案（番号3、4、5）あり

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン結合の名称等	結合（提供）先
12. 11. 9	1	企業庁各室課	企業庁管理部 総務室	職員の任免等に関する事務 職員の給与に関する事務	新人事給与システム	地方職員共済組合神奈川県支部
13. 3. 23	2	企業庁水道局 経営課・各水道営業所	企業庁水道局 経営課	上下水道料金管理事務	上下水道料金管理システム	県営水道の給水区域内 12市10町の下水道所管課
19. 1. 11	6	企業庁経営局 総務課	同 左	懲戒処分等の公表事務	記者発表資料を県のホームページに掲載	インターネット利用者

【病院事業管理者】※他に類型諮問事案（番号1、2、3、4）あり

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン結合の名称等	結合（提供）先
(12. 11. 9)	5	各 室 課 所	(人 事 課)	職員の任免等に関する事務 職員の給与に関する事務	新人事給与システム	地方職員共済組合神奈川県支部
(17. 5. 12)	6	各 課 所	(県 土 整 備 経 理 課)	電子入札に関する事務	電子入札システム	共同運営に参加する市町村・一部事務組合
(17. 5. 12)	7	各 室 課 所	(出 納 局 指 導 課)	県税、使用料及び手数料などの収入事務	マルチペイメントネットワークシステム	金融機関
19. 1. 11	8	県立病院課	同 左	懲戒処分等の公表事務	記者発表資料を県のホームページに掲載	インターネット利用者
19. 1. 11	9	こども医療センター	同 左	医用画像情報システム管理運営事務	医用画像情報システム	横浜市立大学附属病院又は自治医科大学附属病院に所属する遠隔画像診断を行える診断医
20. 7. 10	10	循環器呼吸器病センター	同 左	オンライン検査予約受付事務	オンライン検査予約システム	検査依頼元医療機関

*番号5～7は、16. 12. 28条例附則第10項 [cf. ハンドブックP258] によるものであり、知事が受けた答申であることから、答申年月日及び主管室課名は括弧書きとした。

第 10 条（オンライン結合による提供）

【教育委員会】※他に類型諮問事案（番号 5、7、8、9）あり

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン 結合の名称等	結合（提供）先
3. 3. 30	1	生涯学習課	同 左	学習・文化情報提供推進事務	学習・文化情報システム	市町村、県政情報センター 県福祉プラザ かながわ女性センター
9. 9. 11	3	(変)		生涯学習情報提供事務	生涯学習情報システム	市町村、 県機関(地球市民かながわプラザ) 県民等インターネット利用者
9. 9. 11	2	各県立高等学校 各県立盲・ろう ・養護学校	高校教育課 障害児教育課	インターネットを活用した 教育活動事務	インターネット	インターネット利用者
	4	教育センター	同 左	「教育ネットかながわ」による 教育情報収集・提供事務	教育ネットかながわ	「教育ネットかながわ」 の利用者
12. 11. 9	6	各室課所	教育庁管理部 総務室	教職員等の任免等に関する 事務 教職員等の給与に関する事務	新人事給与システム	公立学校共済組合神奈川 県支部
19. 1. 11	10	教育局総務課、 教職員課	教育局総務課	懲戒処分等の公表事務	記者発表資料を県のホームページに掲載	インターネット利用者
20. 3. 26	11	横浜修悠館高等学校	横浜修悠館高等学校	横浜修悠館高校 通信制高校 運営総合情報システム事務	通信制高校運営総合情報システム	横浜修悠館高等学校生徒 及び保護者
20. 11. 13	12	教職員課	同 左	教員免許管理事務	教員免許管理システム	実施機関以外の授与権者 ・免許管理者（各都道府 県教育委員会）

【選挙管理委員会】※他に類型諮問事案（番号 3、4、5）あり

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン 結合の名称等	結合（提供）先
12. 11. 9	1	各室課所	選挙管理委員会	職員の任免等に関する事務 職員の給与に関する事務	新人事給与システム	地方職員共済組合神奈川 県支部

第 10 条（オンライン結合による提供）

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン結合の名称等	結合（提供）先
13. 5. 24	2	選挙管理委員会	選挙管理委員会	公職選挙法に基づく選挙関係事務	インターネット	インターネット利用者
19. 3. 22	6	選挙管理委員会	選挙管理委員会	懲戒処分等の公表事務	記者発表資料を県のホームページに掲載	インターネット利用者

【人事委員会】※他に類型諮問事案（番号 2、3、4）あり

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン結合の名称等	結合（提供）先
12. 11. 9	1	人事委員会事務局総務課、給与公平課	人事委員会事務局総務課	職員の任免等に関する事務 職員の給与に関する事務	新人事給与システム	地方職員共済組合神奈川県支部
19. 3. 22	5	人事委員会事務局総務課	同 左	懲戒処分等の公表事務	記者発表資料を県のホームページに掲載	インターネット利用者

【監査委員】※他に類型諮問事案（番号 2）あり

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン結合の名称等	結合（提供）先
12. 11. 9	1	監査事務局総務課	同 左	監査事務局職員の任免等に関する事務 監査事務局職員の給与に関する事務	新人事給与システム	地方職員共済組合神奈川県支部
19. 3. 22	3	監査事務局総務課	同 左	懲戒処分等の公表事務	記者発表資料を県のホームページに掲載	インターネット利用者

【海区漁業調整委員会】※他に類型諮問事案（番号 2）あり

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン結合の名称等	結合（提供）先
12. 11. 9	1	神奈川県海区漁業調整委員会事務局	同 左	職員の任免等に関する事務 職員の給与に関する事務	新人事給与システム	地方職員共済組合神奈川県支部
19. 3. 22	3	神奈川県海区漁業調整委員会事務局	同 左	懲戒処分等の公表事務	記者発表資料を県のホームページに掲載	インターネット利用者

第 10 条（オンライン結合による提供）

【警察本部長】※他に類型諮問事案（番号 1）あり

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン 結合の名称等	結合（提供）先
18. 1. 12	2	刑事総務課	同 左	重要指名手配 被疑者公開事 務	インターネッ ト	インターネット利用者

【内水面漁場管理委員会】※他に類型諮問事案（番号 1）あり

答申年月日	番号	所管室課所名	主管室課名	事務の名称	オンライン 結合の名称等	結合（提供）先
19. 3. 22	2	内水面漁場 管理委員会 事務局	同 左	懲戒処分等の 公表事務	記者発表資料 を県のホーム ページに掲載	インターネット利用者

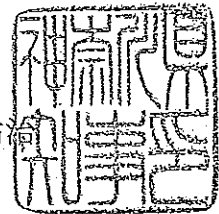
情公第1号

平成23年5月23日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄 様

神奈川県知事 黒岩 祐治



知事における個人情報の取扱いに関する神奈川県個人情報保護条例
第8条の規定に基づく本人外収集及び同条例第9条の規定に基づく
目的外提供について（諮問）

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号及び同条例第9条第1項第5号の規定に基づき、別添事案に係る本人外収集及び目的外提供について、御審議いただきたいので、諮問いたします。

問い合わせ先

情報公開課個人情報保護グループ 須田

電話（045）210-3720（直通）

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件（情報公開・個人情報保護審議会諮問）

	区 分	個別	※ 案件番号	60
所 管 室 課 所 名	各児童相談所			
主 管 室 課 名	子ども家庭課			
事 務 の 名 称	臓器移植に伴う児童相談所における虐待情報確認事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	・ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律附則第5項 ・ 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）第5 ・ 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項について（健臓発0625第2号平成22年6月25日付け厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知）			
事 務 の 目 的	18歳未満の児童からの臓器提供を行う施設（以下「臓器提供施設」という。）から児童虐待や家庭における配偶者暴力（以下「児童虐待等」という。）に関する情報の照会が来たときに、適切に対応し必要最小限の情報を提供することにより、虐待を受けた児童が死亡した場合に、当該児童から臓器が提供されることのないよう、臓器移植の運用に資する。			
対象となる個人の類型	臓器提供の対象となる可能性のある児童			
本人以外から収集する個人情報の項目名	当該児童の氏名、性別、生年月日、住所			
本人以外から収集する場合の収集先	臓器の移植に関する法律（以下「臓器移植法」という。）に基づき、臓器を提供しようとする医療施設			
理由（本人以外から収集する必要性等） 次の理由から、児童虐待等に関する情報を提供する必要がある、そのためには、当該提供に関する照会を収受することに伴い、臓器提供施設から当該児童の個人情報を本人外収集する必要がある。 (1) 当該照会は、臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外する判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を照会するというものである。このとき、児童相談所が保有する児童虐待等に関する情報を提供しないと、その判断材料が不足し、結果として臓器提供施設において的確な判断を行うことが困難となる。 (2) 当該照会に対し、児童相談所が保有する児童虐待等に関する情報を提供しないと、本来行われるべきではない臓器移植が実施されてしまう恐れがあり、虐待を受けた児童が死亡した場合に虐待をした親等の同意によって当該児童から臓器が提供されることのないようにするという臓器移植法の一部を改正する法律の附則第5項の規定の趣旨の達成に支障が生じる恐れも考えられる。 (3) 臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外するときの判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を客観的に確認するためには、当該児童の意識がない以上、臓器提供施設は児童相談所から、当該情報に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。 (4) 当該児童の家庭において児童虐待等が行われている場合は、それらの事実の有無を当該児童の家庭に属している者に確認したとしても、客観的な情報が得られるとは限らないことから、臓器提供施設が当該事実を客観的に確認するためには、児童相談所から、当該事実に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。				
条例第8条第5項の規定による本人通知 ☐する ☒しない (しない理由) 臓器提供の対象となる可能性のある児童は、意識がない状態のため、本人通知をすることは事実上困難であり、それにもかかわらず本人通知をすることとすると、本件事務の実施が困難になる。 よって、審議会意見類型1に該当するため、本人通知は省略する。				

「※案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

	区分	個別	※案件番号	34
所 管 室 課 所 名	各児童相談所			
主 管 室 課 名	子ども家庭課			
事 務 の 名 称	臓器移植に伴う児童相談所における虐待情報確認事務			
事 務 の 根 拠 法 令 等	・ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律附則第5項 ・ 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）第5 ・ 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項について（健臓発0625第2号平成22年6月25日付け厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知）			
事 務 の 目 的	18歳未満の児童からの臓器提供を行う施設（以下「臓器提供施設」という。）から児童虐待や家庭における配偶者暴力（以下「児童虐待等」という。）に関する情報の照会が来たときに、適切に対応し必要最小限の情報を提供することにより、虐待を受けた児童が死亡した場合に、当該児童から臓器が提供されることのないよう、臓器移植の運用に資する。			
対象となる個人の類型	・ 臓器提供の対象となる可能性のある児童 ・ 当該児童のきょうだい（臓器提供施設で特定の個人が識別され得る場合）			
目的外に利用・提供する個人情報の内容	氏名、児童虐待相談としての対応経過の有無とその期間、きょうだいの児童虐待相談としての対応経過の有無とその期間、きょうだいの不審死や乳幼児突然死症候群（疑い）に関する情報の有無、家庭における配偶者暴力の有無とその時期（ただし、氏名については、「臓器提供の対象となる可能性のある児童」のみ。）			
利用・提供の相手方	臓器の移植に関する法律（以下「臓器移植法」という。）に基づき、臓器を提供しようとする医療施設			
利用・提供の理由（利用する必要性、本人から提供を受けることが困難な理由等）	次の理由から、児童虐待等に関する情報に係る個人情報を提供する必要がある。 (1) 臓器提供施設からの当該提供に関する照会は、臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外する判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を照会するものである。そのとき、児童相談所が保有する児童虐待等に関する情報を提供しないと、その判断材料が不足し、結果として臓器提供施設において的確な判断を行うことが困難となる。 (2) 当該照会に対し、児童相談所が保有する児童虐待等に関する情報を提供しないと、本来行われるべきではない臓器移植が実施されてしまう恐れがあり、虐待を受けた児童が死亡した場合に虐待をした親等の同意によって当該児童から臓器が提供されることのないようにするという臓器移植法の一部を改正する法律の附則第5項の規定の趣旨の達成に支障が生じる恐れも考えられる。 (3) 臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外するときの判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を客観的に確認するためには、当該児童の意識がない以上、臓器提供施設は児童相談所から、当該情報に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。 (4) 当該児童の家庭において児童虐待等が行われている場合は、それらの事実の有無を当該児童の家庭に属している者に確認したとしても、客観的な情報が得られるとは限らないことから、臓器提供施設が当該事実を客観的に確認するためには、児童相談所から、当該事実に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。			
条例第9条第2項の規定による本人通知	□する ■しない (しない理由) 次の理由から、審議会意見類型1に該当するため、本人通知は省略する。 (1) 臓器提供の対象となる可能性のある児童は、意識がない状態のため、本人通知をすることは事実上困難であり、それにもかかわらず本人通知をすることとすると、本件事務の実施が困難になる。 (2) 当該児童のきょうだいに本人通知をすると、児童虐待等をしている者もその事実を知る可能性が高く、その結果、児童虐待等の事実が隠蔽され、児童相談所が当該事実を把握していくことが困難になる可能性や更なる虐待を誘発する可能性などが考えられ、児童相談所における事務事業の円滑な実施が困難になる。 また、児童虐待等の事実がない当該きょうだいにのみ本人通知をすることとすると、本人通知の有無により、臓器提供施設に回答した内容が推測され、結果として上記(2)の場合と変わらなくなる可能性があることや、仮に児童虐待等があった場合に、児童虐待等の事実が隠蔽され、児童相談所が当該事実を把握していくことが困難になる可能性、更なる虐待を誘発する恐れなどが考えられ、児童相談所における事務事業の円滑な実施が困難になる。			

臓器移植に伴う児童相談所における虐待情報確認事務に係る個人情報の
本人外収集及び保有個人情報の目的外提供について

1 事務の位置づけと目的

平成21年に臓器の移植に関する法律（以下「臓器移植法」という。）が改正され、本人の臓器提供の意思が不明な場合でも、家族の承諾により臓器提供ができることとなり、これにより新たに15歳未満の方からの臓器移植も可能となった。しかしながら、同法を改正する法律の附則第5項において、虐待を受けた18歳未満の児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に係る業務に従事する者がその業務に係る児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、その疑いがある場合に適切に対応する必要がある旨が規定された。

これは、当該児童が虐待により心停止又は脳死に至った可能性がある場合に、臓器摘出による証拠隠滅を防ぐことや、虐待をした親等の同意によって臓器提供されることを防ぐことなどを目的とするものである。

厚生労働省のガイドライン（「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針）では、児童からの臓器提供を行う施設（以下「臓器提供施設」という。）に必要な体制として、虐待を受けた児童への対応のために必要な院内体制が整備されていることや、児童虐待の対応に関するマニュアル等が整備されていることが挙げられている。このマニュアルの整備に当たっては、平成22年6月25日付け健臓発0625第2号厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知において、「脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアル」（平成21年度厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「小児の脳死判定及び臓器提供等に関する調査研究」）及び「子ども虐待診療手引き」（日本小児科学会）等を参照することとされている。

この「脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアル」には『児童虐待を受けた疑いのある児童を脳死下臓器提供者から除外する手順』として、臓器提供施設で虐待の可能性の有無を判断する際に参考となる情報を得るために、児童相談所等に当該児童に関する児童虐待情報等を照会することが示されている。児童相談所に臓器提供施設から照会があった場合に、当該児童に係る児童虐待情報等の提供を的確・迅速に行うことにより、公正かつ適切な臓器提供の実施に資するため、本県も本事務を実施することとする。

2 事務の内容

「脳死下臓器提供者から被虐待児を除外するマニュアル」によれば、「被虐待児でないことが確実」であれば、その児童を臓器提供の対象とすることができ、「被虐待児の可能性を否定できない」ときは、その対象とすることができないこととされている。しかしながら、どちらでもない場合及びどちらに該当するのか判断ができない場合は当該マニュアル中のチェックリストを活用して判断することとなる。

したがって、臓器提供施設が当該マニュアルを踏まえ児童虐待の対応に関するマニュアルを整備している場合は、当該マニュアル中のチェックリストと同様のチェックリスト等

を活用して判断する過程で、児童相談所へ、児童虐待の有無等について照会を行うこととなる。

(1) 提供する情報の範囲

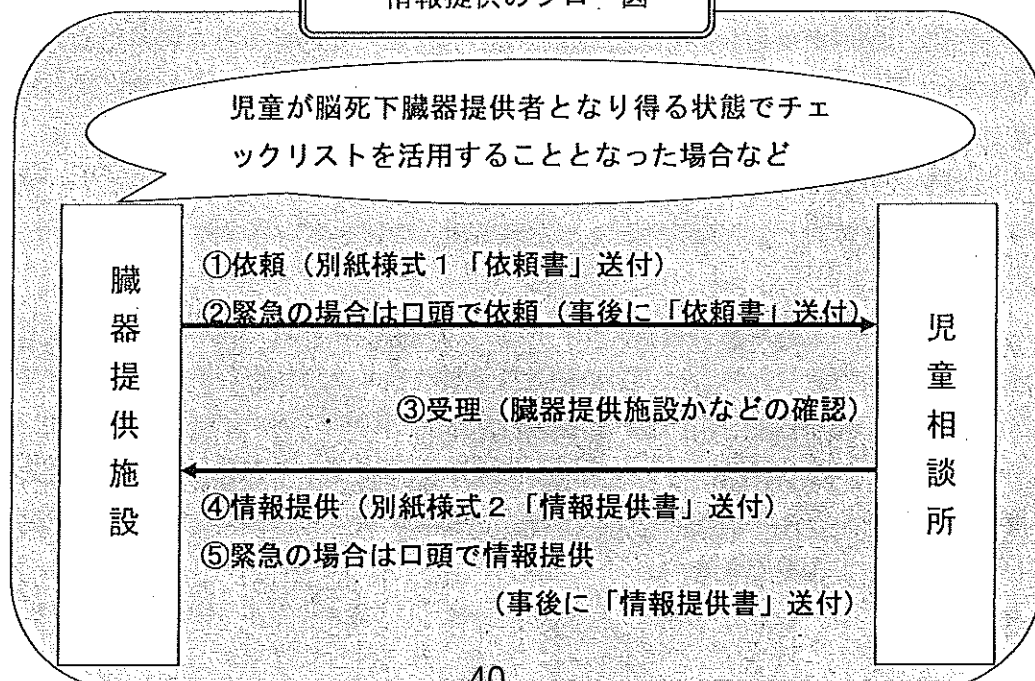
児童相談所が臓器提供施設に提供する情報は、次のとおりとする。

- ①当該児童についての児童虐待相談としての対応経過の有無とその期間
- ②当該児童のきょうだいについての児童虐待相談としての対応経過の有無とその期間、不審死や乳幼児突然死症候群（疑い）に関する情報の有無
- ③当該児童の家庭における配偶者暴力（以下「DV」という。）情報の把握の有無とその時期

(2) 情報提供の手続（別添「臓器移植に伴う児童相談所における児童虐待情報等の取扱いに関する指針」参照）

- ①情報提供を求めようとする臓器提供施設は、別紙様式1（以下「依頼書」という。）に必要事項を明記し、事前に児童相談所に依頼する。
- ②臓器提供施設の主治医が、脳死とされうる状態から心停止までに時間的猶予がないと判断する等、緊急に臓器の摘出及び提供を行う必要がある場合には、口頭による依頼も可能とする。なお、その場合は、事後に速やかに依頼書を提出する。
- ③児童相談所は、臓器提供施設からの情報提供依頼を口頭で受理する場合には、依頼を行う者の確認に十分留意する。
- ④児童相談所が依頼書を受理した場合の情報提供は、別紙様式2（以下「情報提供書」という。）により行う。
- ⑤臓器提供施設の主治医が、脳死とされうる状態から心停止までに時間的猶予がないと判断する等、緊急に臓器の摘出及び提供を行う必要があると児童相談所が認めた場合には、口頭における情報提供も可能とする。なお、その場合は、事後において当該臓器提供施設に情報提供書を速やかに送付する。

情報提供のフロー図



なお、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第6条の規定では児童虐待を受けたと思われた児童を発見した者に通告義務が、児童福祉法第25条の規定では要保護児童を発見した者に通告義務が課されている。これらの通告義務と本件における臓器提供施設から児童相談所への照会回答との関係については、本件における照会回答の目的があくまでも臓器提供者から虐待を受けた疑いのある児童を除外するためであることを考慮すれば、本件における照会回答と上記通告義務が平行して行われることはあっても、同一の事務とまではいえない。

3 諮問の理由

(1) 本人外収集について

「2 事務の内容」に記載したとおり、児童相談所は、臓器提供施設から、当該児童の個人情報を本人外収集することとなる。

このような本人外収集は、法令等に具体的な収集根拠が規定されているわけではないことから条例第8条第3項第1号の規定に該当しない。また、本事務の性質上、本人同意を得ることは困難なため、同項第2号の規定にも該当しない。その他同項第4号から第6号までの事由及び同項第7号の規定に基づく既存の審議会意見に該当するものもないことから、審議会に意見を聴く必要がある。

(2) 目的外提供について

児童相談所が児童虐待やDV（以下「児童虐待等」という。）に関する事実を把握する目的は、「要保護児童の適切な保護を図るため」である。よって、児童相談所が、本事務のために、当該事実に関する保有個人情報を、臓器提供施設に提供することは目的外提供に該当するが、条例第9条第1項第1号から第4号までの事由及び同項第5号の規定に基づく既存の審議会意見に該当するものもないことから、審議会に意見を聴く必要がある。

4 事務の必要性

児童相談所は、臓器提供施設から臓器提供の対象となる可能性のある児童の児童虐待等に関する情報について照会を受けた場合、次の理由から、その保有する児童虐待等に関する保有個人情報の目的外提供を行う必要がある。

また、当該目的外提供を行うためには、当該照会を収受する必要がある。よって、臓器提供施設から臓器提供の対象となる可能性がある児童の個人情報を本人外収集する必要がある。

○理由

- (1) 本事務における臓器提供施設からの照会は、臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外する判断材料の一つとして、児童相談所に当該児童に係る児童虐待等に関する情報の照会をするものである。

そのとき、児童相談所がその保有する児童虐待等に関する情報に係る保有個人情報を提供しない場合は、その判断材料が不足し、結果として臓器提供施設において的確な判断を行うことが困難となる。

(2) 当該照会に対し、児童相談所がその保有する児童虐待等に関する情報に係る保有個人情報を提供しない場合は、本来行われるべきではない臓器移植が実施されてしまうおそれがあり、虐待を受けた児童が死亡した場合に虐待をした親等の同意によって当該児童から臓器が提供されることのないようにするという臓器移植法を改正する法律の附則第5項の規定の趣旨の達成に支障が生じるおそれも考えられる。

(3) 臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外する判断材料の一つとして、当該児童の児童虐待等に関する情報を客観的に確認するためには、当該児童の意識がない以上、臓器提供施設は児童相談所から、当該情報に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的でもある。

(4) 当該児童の家庭において児童虐待等が行われている場合は、臓器提供施設がそれらの事実の有無を当該児童の家庭に属している者に確認したとしても、客観的な情報は得られるとは限らないことから、臓器提供施設が当該事実を客観的に確認するためには、児童相談所から、当該事実に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的でもある。

5 本人通知の省略

本人通知については、条例第8条第5項ただし書に基づき審議会に意見を聴いた本人通知の省略(類型1)及び条例9条第2項ただし書に基づき審議会に意見を聴いた本人通知の省略(類型1)に該当するため、省略する。

○理由

(1) 臓器提供の対象となる可能性のある児童は、意識がない状態のため、本人への通知をすることが事実上困難であり、それにもかかわらず本人通知をすることとすると、本件事務の実施が困難になる。

(2) 当該児童のきょうだいに本人通知をすると、児童虐待をしている家族もその事実を知る可能性が高く、その結果当該家族が児童虐待の事実を隠蔽し、児童相談所が当該事実を把握していくことが困難になる可能性や更なる虐待を誘発する可能性などがあり、児童相談所における事務事業の円滑な実施が困難になる。

また、児童虐待等の事実がない当該きょうだいにのみ本人通知をすることとすると、本人通知の有無により、臓器提供施設に回答した内容が推測され、結果として前述の場合と変わらなくなる可能性があることや、仮に児童虐待等があった場合に、児童虐待等の事実が隠蔽され、児童相談所が当該事実を把握していくことが困難になる可能性、更なる虐待を誘発する可能性などが考えられ、児童相談所における事務事業の円滑な実施が困難になる。

臓器移植に伴う児童相談所における児童虐待情報等の取扱いに関する指針

第1 目的

この指針は、臓器の移植に関する法律（以下「臓器移植法」という。）に基づき、児童の臓器を提供しようとする医療施設に対して、児童相談所における当該児童の児童虐待相談記録等の情報を提供することにより、公正かつ適切な臓器提供の実施に資することを目的とする。

第2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 臓器を提供しようとする医療施設

臓器移植法に基づき、児童からの臓器を摘出し、移植希望者に提供しようとする全ての医療施設

(2) 児童虐待

児童虐待の防止等に関する法律（以下「虐待防止法」という。）第2条に定義される児童虐待

(3) きょうだい

当該児童の実父・実母を親とする兄弟姉妹及び異父・異母を親とする兄弟姉妹

(4) 配偶者からの暴力

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV法」という。）第1条に定義される配偶者からの暴力（以下「DV」という。）

(5) 児童相談所長

神奈川県在所管する次の児童相談所の所長をいう。

中央児童相談所、鎌倉三浦地域児童相談所、小田原児童相談所、厚木児童相談所、県北地域児童相談所

第3 提供する情報の範囲

児童相談所長が臓器を提供しようとする医療施設に提供する情報は以下のとおりとする。

(1) 当該児童についての虐待相談としての対応経過の有無とその期間

(2) 当該児童のきょうだいの虐待相談としての対応経過の有無とその期間及び不審死並びに乳幼児突然死症候群（疑い）に関する情報の有無

(3) 当該児童の家庭における DV 情報の把握の有無とその時期

第4 情報の提供を申し出ることができるもの

臓器移植法に基づき、臓器を提供しようとする医療施設

第5 情報提供の手続き

情報提供を求めようとする者は、別紙様式1（以下「依頼書」という。）に必要事項を明記し、事前に児童相談所長に依頼しなければならない。

- 2 臓器提供施設の主治医が、脳死とされうる状態から心停止までに時間的猶予がないと判断する等、緊急に臓器の摘出及び提供を行う必要がある場合には、口頭による依頼も可能とする。なお、その場合は、事後に依頼書を速やかに提出することとする。
- 3 児童相談所長は、臓器を提供しようとする医療施設からの情報提供依頼を口頭で受理する場合には、折り返しの連絡や臓器提供施設一覧表との照合を行う等、依頼を行う者の確認に十分留意すること。

第6 情報提供の方法

児童相談所長が第5項の依頼書を受理した場合の情報提供は、別紙様式2（以下「情報提供書」という。）により行う。

- 2 臓器提供施設の主治医が、脳死とされうる状態から心停止までに時間的猶予がないと判断する等、緊急に臓器の摘出及び提供を行う必要があると児童相談所長が認めた場合は、口頭における情報提供も可能とする。
- 3 児童相談所長が口頭による情報提供を行った場合は、事後において当該臓器を提供しようとする医療施設に情報提供書を速やかに送付すること。

第7 その他

この指針の運用に当たっては、神奈川県個人情報保護条例の趣旨を尊重し、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の保護を図ることに十分留意するものとする。

附 則 この指針は、平成23年 月 日から施行する。

別紙様式 1

第 号
平成 年 月 日

神奈川県〇〇児童相談所長 様

臓器を提供しようとする医療施設の長 印

児童虐待に係る情報提供について（依頼）

下記の児童について、臓器の移植に関する法律に基づく臓器提供を検討しています。ついては、児童虐待が行われていた疑いの有無の判断に必要ですので、貴児童相談所における当該児童の児童虐待に関する情報等を提供くださるようお願いします。

記

臓器提供を検討している児童について

1 氏 名

2 性 別 男 ・ 女

3 生年月日 年 月 日生

担当：所属・氏名

連絡先

別紙様式 2

第 号
平成 年 月 日

臓器を提供しようとする医療施設の長 様

神奈川県〇〇児童相談所長 印

児童虐待に係る情報提供について（回答）

平成 年 月 日付けで依頼のあった標記の件について下記のとおり回答します。

記

- 1 ○○○○（臓器提供を検討している児童名）に係る対応経過について
当所の虐待相談としての対応経過の有無 有 ・ 無
（ 「有」の場合の対応期間 年 月 日 ～ 年 月 日 ）
- 2 当該児童のきょうだいに係る対応経過について
（1）当所の虐待相談としての対応経過の有無 有 ・ 無
（ 「有」の場合の対応期間 年 月 日 ～ 年 月 日 ）

（2）不審死並びに乳幼児突然死症候群（疑い）に関する情報の有無
有 ・ 無
- 3 当該児童の家庭における配偶者暴力（DV）情報の把握の有無
有 ・ 無
（ 「有」の場合の当該情報の把握時期 年 月 ）

担当：所属・氏名

連絡先

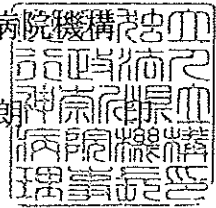
平成 23 年 7 月 20 日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

会長 藤原 静雄 様

地方独立行政法人神奈川県立病院機構

理事長 大崎 逸朗



地方独立行政法人神奈川県立病院機構における個人情報の取扱いに
関する神奈川県個人情報保護条例第8条の規定に基づく本人外収集
について(諮問)

このことについて、神奈川県個人情報保護条例第8条第3項第7号の規定に
基づき、別添事案に係る本人外収集について御審議いただきたいので、諮問い
たします。

問い合わせ先

神奈川県立こども医療センター総務課 土屋

電話 (045) 711-2351

(第2号様式)

条例第8条第3項第7号の規定に係る本人外収集該当案件(情報公開・個人情報保護審議会諮問)

		区 分	個別	※案件番号	3 3
所 管 室 課 所 名	神奈川県立こども医療センター				
主 管 室 課 名	神奈川県立こども医療センター				
事 務 の 名 称	臓器移植に伴う虐待情報確認事務				
事務の根拠法令等	・ 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律附則第5項 ・ 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)第5 ・ 「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)における虐待を受けた児童への対応等に関する事項に係る留意事項について(健臓発0625第2号平成22年6月25日付け厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長通知)				
事 務 の 目 的	児童相談所等から児童虐待や家庭における配偶者暴力(以下「児童虐待等」という。)に関する情報を収集することにより、虐待を受けた児童が死亡した場合に、当該児童から臓器が提供されることのないよう、臓器移植の運用に資する。				
対象となる個人の類型	・ 臓器提供の対象となる可能性のある児童 ・ 当該児童のきょうだい(特定の個人が識別される場合) ・ 当該児童の保護者(特定の個人が識別される場合)				
本人以外から収集する個人情報の項目名	・ 当該児童の虐待・ネグレクトに関連する情報。 ・ 当該児童のきょうだいについての虐待・ネグレクト等、死因が明らかでなかった場合や乳幼児突然死症候群(疑い)に関連する情報。 ・ 当該児童の家庭における配偶者暴力(以下「DV」という。)に関連する情報。 ・ 当該児童の保護者の覚醒剤や麻薬などの違法薬物使用に関連する情報。 ただし、臓器提供に係る虐待の有無の判断に必要なものに限る。				
本人以外から収集する場合の収集先	各児童相談所、保健所、福祉事務所、警察				
理由(本人以外から収集する必要性等)					
次の理由から、児童虐待等に関する情報を各児童相談所等から収集する必要がある。 ・ 当該情報に関する収集は、被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外する判断材料の一つとして、収集するものである。この情報が収集できない場合、その判断材料が不足し、結果としての確な判断を行うことが困難となる。 ・ 児童相談所等から児童虐待等に関する情報が収集できない場合、本来行われるべきではない臓器移植が実施されてしまう恐れがあり、虐待を受けた児童が死亡した場合に虐待をした親等の同意によって当該児童から臓器が提供されることのないようにするという臓器移植法の一部を改正する法律の附則第5項の規定の趣旨の達成に支障が生じる恐れも考えられる。 ・ 被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から外すときの判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を客観的に確認するには、当該児童の意識がない以上、児童相談所等から、当該児童に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。 ・ 当該児童の家庭において児童虐待等が行われている場合は、それらの事実の有無を当該児童の家庭に属している者に確認したとしても、客観的な情報が得られるとは限らないことから、当該事実を客観的に確認するには、児童相談所等から、当該事実に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。					
条例第8条第5項の規定による本人通知					
☐ する ☒ しない					

（しない理由）

- （1）臓器提供の対象となる可能性のある児童は、意識がない状態のため、本人通知をすることは事実上困難であり、それにもかかわらず本人通知をすることとすると、本件事務の実施が困難になる。
 - （2）当該児童のきょうだいに本人通知をすると、児童虐待等をしている者もその事実を知る可能性が高く、その結果、仮に児童虐待等があった場合に、児童虐待等の事実が隠蔽され、臓器移植法を改正する法律の附則第5項の規定の趣旨の達成に支障が生じる恐れがあるなど、本件事務の実施が困難になる。
 - （3）当該児童の保護者に本人通知をすると、結果として（2）の場合と変わらなくなる可能性があり、本件事務の実施が困難になる。
- よって、審議会意見類型1に該当するため、本人通知は省略する。

備考 1 「区分」の欄には、「個別」又は「類型」と記入すること。

2 「※案件番号」の欄は、諮問の際に通し番号を付すので、記入しないこと。

○「臓器移植に伴う虐待情報確認事務」について

1 臓器提供施設となる可能性のある県立病院について

【質問】

こども医療センター以外の県立病院についても、児童からの臓器提供施設となりうるか。

【回答】

厚生労働省のガイドラインで次のとおり臓器提供施設の条件が示されています。

*「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針（ガイドライン）（抜粋）

第4 臓器提供施設に関する事項

法に基づく脳死した者の身体からの臓器提供については、当面、次のいずれの条件をも満たす施設に限定すること。

1 臓器摘出の場を提供する等のために必要な体制が確保されており、当該施設全体について、脳死した者の身体からの臓器摘出を行うことに合意が得られていること。なお、その際、施設内の倫理委員会等の委員会で臓器提供に関して承認が行われていること。

2 適正な脳死判定を行う体制があること。

3 救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う次のいずれかの施設であること。

・大学附属病院

・日本救急医学会の指導医指定施設

・日本脳神経外科学会の専門医訓練施設（A項）

（注）A項とは、専門医訓練施設のうち、指導に当たる医師、症例数等において特に充実した施設。

・救命救急センターとして認定された施設

・日本小児総合医療施設協議会の会員施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・県立病院はこども医療センターのみ該当

県立病院は該当なし

現在、県立病院でこの条件に合致している病院はこども医療センターのみであり、その他の県立病院は臓器提供施設の対象外となっています。

なお、県内で18歳未満の場合も含め、臓器提供施設としての体制を整えている施設として公表を承諾している施設は、こども医療センター以外に東海大学医学部附属病院、昭和大学藤が丘病院、聖マリアンナ医科大学病院、川崎市立川崎病院、北里大学病院があります。（社団法人日本臓器移植ネットワーク ホームページより）

2 県児童相談所とこども医療センターとの間で提供・収集する個人情報の内容の相違について

【質問】

臓器移植に伴う虐待情報確認事務において、県児童相談所から提供する個人情報とこども医療センターで収集する個人情報の内容に相違があるが、どういうことか。

【回答】

県児童相談所からは臓器提供施設が虐待情報の確認の初期段階で必要な情報として、限定的な情報のみ提供することとしています。

こども医療センターでは、照会先が県の児童相談所以外にも想定されており、回答の幅があることから、より広く個人情報を収集できるよう諮問資料に記載しています。（ただし、無制限に収集するというのではなく「虐待の有無の判断に必要なものに限る。」こととしています。）

臓器提供施設において県児童相談所から情報提供を受けた後も虐待の疑いについて確認すべき事項が残っている場合は、詳細な情報について照会があると思われますが、虐待の疑いの通告であれば、通常の虐待対応を進めることとなりますので、回答様式にある以上の情報についても必要に応じてこども医療センターと県児童相談所で情報交換することとなります。（児童虐待防止法に基づく手続となります。）

通告に当たらない事例においては、県児童相談所からは諮問資料にある指針（「臓器移植に伴う児童相談所における児童虐待情報等の取扱いに関する指針」）の様式による回答のみとなります。

報告事項（３）「臓器移植に伴う虐待情報確認事務」に係る補足について 機部委員の意見

◆資料3の２．【回答】について

臓器提供施設の病院にとって、「被虐待児の確実な発見＝ドナーからの除外」と、非被虐待児であれば「臓器提供に関する意思の尊重」とは、いずれも重要な任務と思われる。それに対し、児相の回答様式は、情報の性質に鑑みたプライバシー保護という狙いは理解できるし、最小限の情報提供にとどめると割り切っても無意味とまではいえないと思うものの、提供情報を絞りすぎて、必要かつ有用な情報利用を妨げることになってしまっていないかという危惧というか、印象をもっている。今後の運用を踏まえて必要に応じて検討していただきたい。

具体的に、【病院側がドナー適格性（虐待児非該当性）を確認する目的で、県児相から情報提供を受け、なお足りないから更なる情報収集・照会をしたい場合】を想定して述べると、

- ・「通告に当たらない事例」のときに、「様式による回答のみ」でよいか。（例：10歳の子が脳死と判断されうる状態、家族は母のみ。まったく問題ない評判だが、検討部会にかける前に手続上必要なので照会すると児相が9年前に虐待経過有りという。病院としては、母子間で虐待はないだろうとほぼ確信していたので驚いており、具体的な状況を確認する必要があるケースと判断、さらに詳しい事情を収集したいと照会してきた（じっさいにも当該子の父が叩いて通報されたという案件で、当該父とはその直後に別離したきりだったなどという場合はどうか）。（更なる疑義照会があった場合にのみ、必要最小限度の）「対応経過の概要」を提供するなどしても問題か。

- ・「通常の疑いの通告」の場合に、初期段階の「虐待経過の有無」・「有りの場合の期間」までは本件事務としての情報提供で、さらなる詳細な情報の交換は別の事務（通常の虐待対応）ときれいに区別できるか。かかる場合も、【 】のケースであれば、当該交換された情報は、直接間接に「臓器移植に伴う虐待情報確認事務」にも用いられるという二面性があるのではないか。

要するに、こども医療センターが他の照会先から情報収集する場合のように、やはりある程度は幅を持った回答を出来るようにする（その上で必要な限定を付す）方が、上記確認に必要なかつ有意義な情報交換が出来るのではないか。◆

⇒ 虐待の通告に当たらない事例などでも、回答様式以上の情報が必要となる可能性も考えられるため、今後、全体的に取扱いを再整理することを検討したい。

(用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

(知事)

個人情報事務登録簿

機関コード		局 名		所属コード		登録番号	-	-
登録年月日	年 月 日		開始年月日	年 月 日		変更年月日	年 月 日	
登録主管課								
所 管 課 所								
個人情報 取扱事務	名 称							
	概 目	的						
	要 根 拠 法 令 等							
個人情報記録から検索し得る個人の類型				の個人情報				
個人情報を取り扱う目的								
個人情報 の項目名	基 本 的 項 目		心 身 の 状 況	家 庭 生 活	社 会 生 活	資 産 ・ 収 入	そ の 他 の 項 目	
	☐ 整理番号		☐ 健康・病歴	☐ 親族関係	☐ 学業・学歴	☐ 資産状況	☐ 意見・要望	
	☐ 氏名		☐ 障害	☐ 婚姻歴	☐ 職業・職歴	☐ 収入状況	☐ 相談内容	
	☐ 性別		☐ 身体状況	☐ 家族状況	☐ 地位	☐ 納税状況	☐ 顔写真	
	☐ 生年月日・年齢		☐ 精神状況	☐ 居住状況	☐ 資格	☐ 取引状況	☐ その他	
	☐ 住所・電話番号		☐ その他	☐ 趣味	☐ 成績・評価	☐ その他	[]	
	☐ 本籍・本籍地		[]	☐ その他	☐ 賞罰	[]	[]	
	☐ 国籍		[]	[]	☐ その他	[]	[]	
	☐ 続柄		[]	[]	[]	[]	[]	
思想、信条等 の個人情報の 取扱い	☐ 無 ☐ 有	☐ 思想、信条及び宗教 ☐ 人種及び民族 ☐ 犯罪歴 ☐ 社会的差別の原因となる社会的身分		取 扱 理 由	☐ 法令 ☐ 審議会意見 [類型] [個別] 法令の名称等		条 例 第 6 条	
個人情報の収集先及び収集の方法	☐ 本人 ☐ 本人以外 [根拠：条例第8条第 項第 号 [] 該当] ☐ 他の実施機関 ☐ 国 ☐ 都道府県 ☐ 市町村 ☐ 第三セクター ☐ 刊行物等 ☐ 企業 ☐ 家族 ☐ 他の個人 ☐ その他 [] ----- ☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ その他 []						条 例 第 8 条	
電子計算機 処理の有無	☐ 無 ☐ 有	シ ス テ ム 名		オンライン結合による外部提供		☐ 無 ☐ 有 []		条 例 第 1 0 条
保有個人情報を 利用する範囲	☐ 所管課所のみ ☐ 所管課所以外 [課所名]						条 例 第 9 条	
保有個人情報 を提供する範囲 及び提供する 項目名	☐ 他の実施機関 ☐ 国 ☐ 都道府県 ☐ 市町村 ☐ 第三セクター ☐ 企業 ☐ 家族 ☐ 他の個人 ☐ 報道機関 ☐ その他 [] 項 目 名						条 例 第 9 条	
使用する主な 個人情報記録	1				4			
	2				5			
	3				6			
備 考								

機 関 コ ー ド		局 名		所 属 コ ー ド		登 録 番 号	- -
個人情報記録から検索し得る個人の類型				の個人情報			
個人情報を取り扱う目的							
個人情報の項目名	基 本 的 項 目	心 身 の 状 況	家 庭 生 活	社 会 生 活	資 産 ・ 収 入	そ の 他 の 項 目	
	☐ 整理番号	☐ 健康・病歴	☐ 親族関係	☐ 学業・学歴	☐ 資産状況	☐ 意見・要望	
	☐ 氏名	☐ 障害	☐ 婚姻歴	☐ 職業・職歴	☐ 収入状況	☐ 相談内容	
	☐ 性別	☐ 身体状況	☐ 家族状況	☐ 地位	☐ 納税状況	☐ 顔写真	
	☐ 生年月日・年齢	☐ 精神状況	☐ 居住状況	☐ 資格	☐ 取引状況	☐ その他	
	☐ 住所・電話番号	☐ その他	☐ 趣味	☐ 成績・評価	☐ その他	[]	
	☐ 本籍・本籍地	[]	☐ その他	☐ 賞罰	[]	[]	
	☐ 国籍	[]	[]	☐ その他	[]	[]	
	☐ 続き柄	[]	[]	[]	[]	[]	
思想、信条等の個人情報の取扱い	☐ 無 ☐ 有	☐ 思想、信条及び宗教 ☐ 人種及び民族 ☐ 犯罪歴 ☐ 社会的差別の原因となる社会的身分		取 扱 理 由	☐ 法令 ☐ 審議会意見 [類型] [個別] 法令の名称等		条 例 第 6 条
個人情報の収集先及び収集の方法	☐ 本人 ☐ 本人以外 [根拠： 条例第8条第3項第 号 [] 該当] ☐ 他の実施機関 ☐ 国 ☐ 都道府県 ☐ 市町村 ☐ 第三セクター ☐ 刊行物等 ☐ 企業 ☐ 家族 ☐ 他の個人 ☐ その他 [] ----- ☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ その他 []					条 例 第 8 条	
電子計算機処理の有無	☐ 無 ☐ 有	シ ス テ ム 名			☐ 無 ☐ 有 []	条 例 第 1 0 条	
保有個人情報を利用する範囲	☐ 所管課所のみ ☐ 所管課所以外 [課所名]					条 例 第 9 条	
保有個人情報を提供する範囲及び提供する項目名	☐ 他の実施機関 ☐ 国 ☐ 都道府県 ☐ 市町村 ☐ 第三セクター ☐ 企業 ☐ 家族 ☐ 他の個人 ☐ 報道機関 ☐ その他 [] 項 目 名					条 例 第 9 条	
使用する主な個人情報記録	1			4			
	2			5			
	3			6			
備 考							

（審査会の調査権限等）

- 第42条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、第22条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の決定に係る個人情報記録された行政文書の提示を求めることができる。この場合において、当該決定に係る行政文書の写しが作成されたときは、当該写しについては、前節及びこの節並びに神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。
- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。
- 3 第1項に定めるもののほか、審査会は、諮問された事案の審議を行うため必要があると認めるときは、不服申立人、諮問実施機関その他の関係者に対して、意見若しくは説明又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 4 審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

趣旨及び解釈

第 1 項関係 （決定に係る個人情報の提示要請）

- (1) 本条は、開示決定等に係る個人情報記録された行政文書を実施機関に提示させ、実際に、当該行政文書を見て審議する審査会の権限（いわゆるインカメラ審理の権限）等を定めたものである。しかし、インカメラ審理を行う義務を課しているわけではなく、審査会は、「必要があると認めるとき」にインカメラ審理を行うのであり、どのような場合にインカメラ審理を行うかは、審査会が判断することになる。
- (2) 本条第1項に規定する「必要があると認めるとき」とは、当該行政文書に記録されている情報の性質、当該事案の証拠関係等に照らし、審査会が当該事案に対しての判断を迅速かつ適正に行うために必要であると認めるときをいう。
- (3) 審査会の求めにより、諮問実施機関が開示決定等に係る個人情報記録された当該行政文書の写しを審査会に提出した場合は、当該行政文書の写しは、神奈川県個人情報保護審査会規則（以下「審査会規則」という。）第12条により審査会の庶務を所管する情報公開課が保有する行政文書となる。

しかし、当該行政文書の写しについては、条例第2章第2節から第3節までに定める自己情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに情報公開条例第2章及び第3章に定める行政文書の公開請求（以下この項において「開示・公開請求等」という。）の権利等を認めていないので、開示・公開請求等があった場合には、当該行政文書を作成した実施機関（通常は諮問実施機関）を案内することとなる。

第 2 項関係 （諮問実施機関の義務）

審査会の権限を担保するため、実施機関は、審査会から開示決定等に係る個人情報記録された行政文書の提示を求められたときには、これを拒否することができないこととしたものである。

（以下 略）

神奈川県個人情報保護審査会規則

平成2年9月21日

神奈川県規則第57号

改正 平成11年3月31日規則第28号

改正 平成12年3月31日規則第14号

改正 平成17年3月29日規則第50号

改正 平成18年2月28日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）により設置された神奈川県個人情報保護審査会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号。以下「条例」という。）第22条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による決定に対する不服申立てにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。

(委員)

第3条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、個人情報の保護に関する制度及び地方自治に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審査会に会長1人を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、会長及び2人以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときの第2項の規定の適用については、前条第3項の規定により会長の職務を代理し、又は会長の職務を行う委員は、会長とみなす。

(委員の除斥)

第6条 諮問を受けた事案について特別の利害関係を有する委員は、審査会において決議があったときは、当該事案に係る調査審議に参加することができない。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関に対し、条例第22条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による決定に係る行政文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求め

ることができる。

(諮問をした実施機関の申出)

第8条 諮問をした実施機関は、条例第22条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による決定に係る行政文書に記録されている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、理由を付してその旨を申し出ることができる。

(会議の非公開)

第9条 審査会の会議は、公開しない。

(答申書の送付)

第10条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人その他の関係者に送付するものとする。

(委員でない者の出席)

第11条 審査会は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、県民部情報公開課において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営その他審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成2年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日規則第28号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、神奈川県設置条例等の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第42号）の施行の日〔平成11年6月1日〕から施行する。（後略）

附 則 (平成12年3月31日規則第14号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月29日規則第50号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月28日規則第8号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

第11期 神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

平成23年9月30日現在(敬称略)

任期：平成22年10月1日～平成24年9月30日

氏 名		専門分野	現 職 等
岩 田 恭 子	いわた きょうこ	法律実務	横浜弁護士会弁護士
常 岡 孝 好	つねおか たかよし	行政法	学習院大学 法学部教授
堀 越 由紀子	ほりこし ゆきこ	社会福祉	東海大学 健康科学部社会福祉学科教授
森 田 明	もりた あきら	法律実務	横浜弁護士会弁護士
矢 口 俊 昭	やぐち としあき	公法学	神奈川大学大学院 法務研究科教授